令和４年第３回　飯塚市議会会議録第２号

　令和４年６月１５日（水曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第３日　　６月１５日（水曜日）

第１　一般質問

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（秀村長利）

　これより本会議を開きます。一般質問を行います。発言は、一般質問事項一覧表の番号順に行います。２０番　鯉川信二議員に発言を許します。２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

今回は、飯塚市の記章、いわゆる胸につけるバッジですね。この記章の件と、それと八木山展望台、それから昨年に引き続きまして、遠賀川水系流域治水プロジェクト、以上３点について、お尋ねいたします。流域治水プロジェクトについては、分かる範囲、また答えられる範囲で構いませんので、教えていただけますでしょうか。

　それではまず最初に、「記章について」お尋ねいたしますが、現在、飯塚市では記章を定める規程は制定していないようでございますが、どうなっていますでしょうか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　質問者が言われますとおり、現在、飯塚市におきましては、記章規程は制定しておりません。記章につきましてもございません。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　記章の制定はなく、作成も行っていないとのことでございますが、合併前の１市４町において、記章を定める規程、また記章を着用する規程を制定していた自治体はありましたでしょうか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　合併前の旧飯塚市におきまして、記章を定める規程がございました。他の４町についてはございませんでした。また、記章規程を持っておりました飯塚市におきましても、記章を着用する規程は制定しておりませんでした。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　それでは、合併前の旧飯塚市におきまして、記章が刺しゅうされた制服が貸与されていたと記憶しておりますが、その制服はいつの間にか廃止されていたようですが、いつ廃止されたのか、また、廃止した理由が分かれば教えていただきたい。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　旧飯塚市では記章を刺しゅういたしました事務服の貸与を行っておりました。平成１０年頃に廃止をしております。廃止の理由につきましては、申し訳ございませんが当時の資料がなく、分かりかねております。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　それでは、県内の他市の状況というのは、どのようになっておりますでしょうか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　県内の他市の状況でございますが、記章がある市は、飯塚市を除く２８市中１５市でございます。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　半分以上ということですね。飯塚市でも企業局の方々というのは、記章をつけておられるようでございますが、それは企業局独自のものということでしょうか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　企業局につきましては、旧上下水道局におきまして、平成２６年度に対外的に飯塚市企業局職員として判別できるように、バッジとして独自に製作をしているところでございます。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　では、記章規程を定める自治体は全国にも多くあるようでございますが、記章を定め、着用するメリットというのは、どのようなものがあると考えられますでしょうか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　記章につきましては、職員としての身分を明らかにするものであり、市民の方をはじめ、来庁者や訪問先で安心感を与えることができ、また、身につけた職員自身が公務員としての自覚を高め、その品位を保持することにより、飯塚市のイメージアップにつながるメリットがあると考えております。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　飯塚市では、ゆめタウンの進出や沢井製薬新工場の建設など、今後も多くの渉外を行う上で、この記章というのは、本市職員としてのプライドある証となり得ると思います。そう考えますと、記章の作成というのを早急に取り組んでいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　先ほどの答弁と重なりますが、記章は職員としての身分を明らかにするものであり、公務員として、また飯塚市職員としての自覚を高め、その品位を保持することにより、ひいては飯塚市のイメージアップ、職員のモチベーションアップにもつながるものであると考えております。

本市におきましては、本年５月に九州市長会が開催されましたし、今後、小中一貫校全国サミットなど、本市の魅力を発信する機会が多くございます。また、質問議員がおっしゃいますとおり、ゆめタウンの進出や沢井製薬新工場の建設、ふるさと納税のさらなる増加など、市外、県域外への働きかけが重要にもなってまいりますことから、現在、記章の作成に向け準備を進めているところでございます。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　ぜひともよろしくお願いいたします。

　それでは次に、「八木山展望台について」お尋ねいたします。筑豊地区の玄関口としてにぎわった八木山展望台でございますが、今年４月に営業が終了し、５月に解体作業が始まり、６月には更地にして、借主である飯塚地区交通安全協会が市に土地を返却する予定であると、新聞記事で読みましたが、まず初めに、このような形になった経緯について教えていただけますでしょうか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　令和４年１月１７日に、八木山展望台でカフェを営業されていた店主の方から、建物の裏手側ののり面が一部崩落しているようだとの相談を受けまして、現地に行きまして、土間コンクリートの亀裂、基礎部分の一部が露出している等の確認を行いました。その翌々日、本件土地の借主であります飯塚地区交通安全協会を訪問いたしまして、現状を説明し、市有土地賃貸借契約に基づき、善良な管理者の注意をもって、当該貸付地を管理するように指導いたしております。その後、同月に飯塚地区交通安全協会会長が市の窓口であります防災安全課に来られまして、老朽化により当該建物を解体する意向であるとの説明を受けております。その後、令和４年５月２４日に飯塚地区交通安全協会理事会が開催され、理事会として建築物の撤去及び飯塚市への土地の返却の意思決定がなされております。今後、返却にかかる際の形状や時期につきまして、市と協議会事務局との調整の上、進めることとなっております。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　それでは、今後のスケジュールについては、先ほど紹介しました新聞記事のとおりで間違いありませんでしょうか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　今後のスケジュールにつきましては、質問議員が言われますように、カフェの営業が４月に終了いたしております。飯塚地区交通安全協会からカフェの営業が４月に終了していることの聞き取りを行っております。解体作業につきましては、正式なスケジュール等の連絡はまだいただいておりませんが、飯塚地区交通安全協会理事会におきまして、建物の老朽化が激しいため、早急な解体を予定しているという報告がございます。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　老朽化や地盤の傾き等が理由で、災害時には建物が国道に崩落する危険性もあるということらしいですが、建物を解体して、更地にすれば危険性というのは解除されるのか、それとも地盤なり、のり面に対して、何らかの補強工事をしなければならないのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　今回の件に関しましては、国土交通省北九州国道事務所筑豊維持出張所の方も現地確認を行っておられます。その確認の結果、今回の建物の裏手側ののり面の一部崩落の原因につきましては、建物からの雑排水が配管から漏水しており、その雑排水が建物付近の地面を侵食しているというものでありました。なお、のり面自体には土砂崩落やフェンスに乱れ等は生じていないとの見解を伺っておりますので、補強工事の必要性についてはないものと考えております。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　御承知のとおり、八木山展望台は筑豊地区と福岡都市圏を結ぶ国道２０１号線沿いにあり、飯塚市内を一望できる観光スポットでございます。１９８５年の八木山バイパス開通により、国道の通行量は減少いたしましたが、平日でも駐車場には多くの車やバイクが並んでいます。この八木山展望台は、私が子どもの頃にできた記憶がありますが、八木山展望台ができた経緯と、どこが整備されたのか、教えていただけますでしょうか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　八木山展望台につきましては、当時の事績等がなく、不明瞭ではございますが、昭和４０年代初頭に交通の安全を図り、自動車運転者等の過労、居眠り運転に起因する交通事故防止のため、無料の休憩場所として、広く公共の用に供することを目的として、土地を飯塚地区交通安全協会に貸与し、建物については飯塚地区交通安全協会が整備したものとの情報を持っております。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　これも新聞記事になるのですけれども、飯塚地区交通安全協会が建物を解体し更地にして、市に返却した後の利用方法は、まだ検討段階にないと説明されていましたが、それで間違いありませんでしょうか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　飯塚地区交通安全協会では、理事会におきまして、市に土地を返却するとの意思決定がなされておりますので、今後、正式に土地返却の事務手続が進むものと考えております。なお、市と飯塚地区交通安全協会の土地の貸借契約におきましては、土地の返却時には、原状復旧を行うこととなっておりますが、八木山展望台は現在においても多くの利用者がおられますことから、展望場所やボランティアによる花壇の整備、また休憩場所となる駐車場の利用などは継続できるよう調整を行った上で、返却を予定いたしております。なお、今後につきましては、一定期間は施設の安全管理を含めて現状の利用方法を継続するものとし、併せまして関係部署等と今後の対応を協議していくものと考えております。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　御承知のように、八木山展望台は、シーズン中は桜、紅葉が楽しめる市内の人気観光スポットで、市街地が一望でき、夜景も楽しめ、夏は花火が見下ろせる絶好のスポットであり、また、八木山展望台から約８００メートル登ったところに、黒田如水・長政を祭られた石坂明神、明神坂と呼ばれている観光スポットもあります。今、答弁されましたように、一定の期間は施設の安全管理を含めて、現状の利用方法を継続していただきたいと思います。

　では次に、「遠賀川水系流域治水プロジェクトについて」、お尋ねをいたします。国が打ち出す新たな水防施策、流域治水は水をためる遊水地を農地などに設け、浸水しやすい場所の開発規制や住宅移転に踏み込んだ。あふれることを前提とした対策と住民への周知、治水は新たな段階を迎えているとして、一昨年、昨年と遠賀川水系流域治水プロジェクトについてお尋ねをしてまいりましたが、その後今年３月２３日に書面形式で、また５月１６日には対面形式で、遠賀川水系流域治水協議会が開催されているようでございますので、何点かお尋ねいたします。

　まず、遠賀川水系流域治水プロジェクトのロードマップで、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすの対策の内容で、昨年発表分では、洪水氾濫対策、内水氾濫対策、流域の雨水貯留機能の向上、流水の貯留機能の拡大の４項目でございましたが、今回、新たに土砂災害対策という項目が追加されているようでございますが、その背景と実施内容について教えていただけますでしょうか。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　昨年の９月議会で答弁いたしました令和３年３月１日以降で、令和４年３月２３日に書面にて、５月１６日に対面式での遠賀川水系流域治水協議会が開催されております。その協議会において、遠賀川水系流域治水プロジェクトのロードマップで、質問議員が言われますとおり、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策で、その中において示されております対策内容の４項目に加え、土砂災害対策の項目が新たに追加されております。項目が追加となった背景といたしましては、近年の洪水氾濫は、土砂災害により、流出した土砂や流木で河道が埋塞して発生している現状があり、山間部から流出した土砂や流木を河川に流下するのを抑えることで、河川氾濫の軽減が図れることから土砂対策が追加されております。土砂災害対策の概要につきましては、福岡県が事業主体となり、土砂や流木の流出を抑制する砂防堰堤等の砂防施設の整備をしていくものでございます。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　背景につきましては、昨年７月の熱海の土砂災害によるものかなと思っておりました。

　それでは次に、令和３年４月に成立しました流域治水関連法の附帯決議の一つに、流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能を生かすグリーンインフラの考えを普及させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全、または再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献することとあり、これにより今回のロードマップには、グリーンインフラの取組という項目が増えているようでございますが、この対策内容と実施内容を、ざっくりとで構いませんので教えていただけますでしょうか。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　今回追加されましたグリーンインフラの取組につきましては、遠賀川水系流域治水プロジェクトを実施していく中で、石炭産業で栄えた遠賀川流域の自然再生と観光振興、地域活性化の推進を図ることを目的として、追加がなされております。このグリーンインフラの取組は流域治水プロジェクトにおいて、新たな施策を追加するというものではなく、流域治水プロジェクトとして取り組んでいこうとする施策に、グリーンインフラの考え方をどれだけ浸透していけるかが重要であるとされております。対策内容といたしましては、「生物の多様な生息・生育環境の創出のための生態系ネットワークの形成」、「自然環境の保全・復元などの自然再生」、「治水対策における多自然川づくり」、「魅力ある水辺空間」、「自然環境が有する多様な機能活用の取組」、以上の５項目がございます。

　実施内容といたしましては、生態系のネットワーク化、河川の縦断的・横断的な連続性の保全再生、多様な河川環境の保全や創出を図る多自然川づくり、にぎわいのある水辺空間創出、そのほか自然環境が有する多様な機能活用の取組、グラウンド、公園、ため池を活用いたしました雨水貯留等があり、飯塚市が実施しております小学校校庭や公園を活用した処理施設の整備もグリーンインフラの取組の一つと言えます。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　それでは次に、これも新しい取組として、遠賀川水系流域治水プロジェクトの事業効果の見える化について取り組んでおられるようですが、新聞記事によりますと、河道掘削工事や堤防の整備など、国がハード対策を進めた結果、直方市の基準地点の日の出橋の水位が推定で７０センチメートル下がったとありましたが、飯塚市に関して言えば、これまでの整備効果により、どの程度の浸水被害を解消することが可能となったのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　飯塚市では、平成２２年度に策定いたしました「飯塚市防災（浸水）対策実施計画」により、現在も中期計画に基づき、下三緒排水ポンプ場や流域治水プロジェクトにおいても位置づけられております水江雨水ポンプ場の整備などの浸水対策事業を進めているところでございます。浸水対策事業の整備効果につきましては、１０年確率降雨での床上浸水被害の防除を目的としており、また、先ほど質問議員が言われました、遠賀川本川の整備による水位低下により、降雨時においては、早い段階で多くの雨水を支川から放流することが可能となるため、さらに浸水被害の軽減が図れるものと考えております。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　では次に、昨年、被害対象を減少させるための対策で、「水災害ハザードエリアにおける土地利用、住まい方の工夫」についての実施内容についてお尋ねしたときの答弁で、土地利用に関するルールづくり、立地適正化計画の見直し、安全な避難場所の確保のための取組とありましたが、飯塚市が平成２９年に立地適正化計画を策定されたときというのは、居住誘導区域については、防災指針における対策との整合性を図りながら設定されたと思いますが、当初、浸水リスクを考慮した立地適正化計画だったのでしょうか。またその後、見直しをされたことがあるのか、今後、見直しの計画があるのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　居住誘導区域の設定において、都市計画運用指針及び本市の防災の状況を踏まえ、土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域、地滑り防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域は、災害リスクの高い区域として、居住誘導区域から除外しております。また、水防法第１４条第１項に規定されている浸水想定区域については、災害リスクや整備状況等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当でないと判断される場合は、原則、居住誘導区域に含めないこととされておりますが、河川施設の安全性強化、雨水流出抑制等の雨水対策を総合的に推進するとともに、浸水リスクの周知・啓発、降雨時の情報提供等によって、リスクを軽減することができると考えられるため、本市では浸水想定区域を災害リスクの高い区域に位置づけないものとし、浸水想定区域の一部を居住誘導区域に含めているところでございます。また、防災指針につきましては、現在、本市では定めておりませんが、令和２年９月の都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画に記載することとなりました。本市では、令和５年度から６年度の２年間で立地適正化計画の見直しを予定しており、居住誘導区域等における防災対策、安全確保対策等に十分考慮した上で、防災指針を加えた見直しを行っていきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　では次に、流域治水の中で私が最も気になっております排水ポンプの運転調整についての質問でございますが、大洪水時、遠賀川の堤防が大規模決壊し、川の氾濫による家屋倒壊など甚大な被害を防ぐため、各支流などにある遠賀川への排水ポンプを一時停止する運転調整のルールづくりが進められているとあり、昨年はまだ決まっていないとのことでございましたが、１年経って今年開催されました遠賀川圏域大規模氾濫減災協議会では、何らかの進展はあったのかどうかお尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　遠賀川流域における排水機場の運転調整に関するルール化につきましては、遠賀川圏域大規模氾濫減災協議会に附属し、遠賀川流域自治体、遠賀川河川事務所及び北九州県土整備事務所の１４機関で構成する排水機場の運転調整検討部会のワーキング会議において協議等がなされております。当会議につきましては、令和元年７月１３日の第１回会議をはじめとして、現在まで５回のワーキング会議が実施されており、令和４年２月１７日に第４回会議、また令和４年４月２７日に第５回会議が実施されております。また会議におきましては、令和３年１０月に構成機関に対して実施された排水ポンプ場の運転調整に関するアンケート調査の内容について報告があり、結果といたしまして、住民の理解を得ることが困難、浸水被害の補償・苦情が懸念される、河川事務所からの停止指示にすべき、住民説明会の開催など様々な意見があり、現時点でのルール化は確定いたしておりません。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　２０１８年の西日本豪雨時には、遠賀川水系１０か所の水位観測所で、観測史上最高水位を記録し、このときは河川事務所から運転調整の事前連絡がありましたが、幸いにも雨は小康状態になり、結果、運転調整を行わずに済みましたが、運転調整のルール化はなされていないにもかかわらず、このときの遠賀川河川事務所長からの運転調整のお願いとは何に基づくものであったのか、分かれば教えていただけますでしょうか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　排水ポンプの運転調整につきましては、質問者が言われますように、大洪水時、川の氾濫による堤防決壊等による家屋倒壊等の甚大な被害を回避するために行うものであり、遠賀川河川事務所といたしましては、河川管理を行う上で必要な措置と判断し、本市を含め、水防管理団体である関係自治体への依頼を行ったものと判断いたしております。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　昨年度にポンプの運転調整がなされる場合について、１つ、運転調整を行う排水ポンプは河川事務所の指示に従うもの、２つ目として、運転調整は堤防決壊の危機回避を目的とするものであり、明確な基準やルール、浸水被害が発生した場合の補償等の明確化が必要であること、３つ目として、運転調整には十分な地域住民の理解が必要であるため、より丁寧な説明が必要であることとの答弁内容でありましたが、仮に、仮にあってはならないことですが、今から数日後に線状降水帯が発生し、遠賀川の堤防決壊の危機が押し迫ったとき、現時点で、今申しました３つの問題がクリアされていない中で運転調整のお願いがあったとき、行うのかどうか、市としましては非常に苦しい選択を迫られることになると思いますが、見解をお尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　排水ポンプの運転調整につきましては、大洪水時、川の氾濫による堤防決壊等による家屋倒壊等の甚大な被害を回避するために行うものでありますが、ポンプを止めることにより、内水氾濫による多数の世帯が被害を受けることが想定されるため、ポンプの運転調整はできる限り回避したいと考えております。しかしながら、堤防の決壊等が発生すれば、河川流域住民の生死に直結することから、運転調整やむなしの判断を行うことも考えられると考えております。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　近年、日本の年間の平均降水量は１７００ミリ、九州では比較的多く２１００ミリとなっております。２０１７年の九州北部豪雨では、朝倉市でたったの９時間で７７４ミリも降り、九州の年間降水量の３分の１の豪雨で悲惨な災害となったわけであります。このときの線状降水帯が少し上に上がっていたらと思うと、本当にぞっとするわけでございます。今、答弁の中で、運転調整やむなしとのことでございましたが、これは上流に住む者の責務として分からなくはないのですが、排水ポンプの運転調整が河川管理上必要ということであるならば、遠賀川の河川管理者である遠賀川河川事務所長の明確な指示が絶対に必要と考えますので、そのことを河川事務所に対して強く要望してほしいと思います。

　それでは、昨年度に運転調整を実施した事例について質問した際、近隣では佐賀県の六角川流域及び牛津川流域において実施されるとの答弁を確認いたしましたが、この内容について、運転調整の実施回数及び調整時間、運転を停止されていた時間に内水氾濫は起きていたのかどうか、分かれば教えていただけますでしょうか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　六角川流域及び牛津川流域、いわゆる六角川水系の河川管理団体であります武雄河川事務所にお尋ねをいたしましたところ、同水系における排水機の運転調整につきましては、平成２１年度から令和３年度まで計５回の運転調整が実施されております。また、運転調整時間は、令和３年度に六角川において、合計８時間３０分の運転停止を行ったとのことでございました。また、内水氾濫につきましては、排水ポンプの運転調整を行う前に既に発生していたということで、運転調整の起因によるものとの判断は困難であるという回答でございました。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　この流域にお住まいの住民の理解を得られるような運転調整ルールの策定というのは、どのようにして進められていたのか、分かれば教えていただけますでしょうか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　六角川水系におきましては、武雄河川事務所を中心に平成１４年４月から六角川水系排水ポンプ場運転調整協議会を設置し、幹事会を含め計８回の審議を経て、平成１８年６月に六角川ポンプ運転方針が作成されたとのことでございます。この間、関係自治体においては、住民説明会の開催及び運転調整に関する広報誌を配布し、地元住民の理解に努めたとのことでございます。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　やはり、住民説明会を開催されて、地元住民の理解に努められながら、ポンプの運転調整をされているということですね。

　では次に、令和２年７月豪雨で被害を受けられました大牟田市の三川地区公民館や、みなと小学校は避難所でありましたが、残念なことに浸水してしまい、２次避難を余儀なくされましたが、飯塚市でも市内の風水害時の指定緊急避難場所は２５か所あり、そのうち７か所が浸水想定区域内にあると答弁があり、本市においても同様な状況になることが予想されるわけですが、現在一番危惧しているのが、仮に排水ポンプの運転調整をされたときに、どの程度の内水氾濫が起こるのか分からないということ。ポンプの運転調整をする事態というときは、恐らく避難指示は出ているはずと思うので、浸水想定区域内にある避難所に避難されている方々の２次避難の必要性はないのかということ。併せて、遠賀川でハイウォーターレベルに達し、堤防決壊のおそれがあるとき、例えば片島地区ではハザードマップ上で浸水深３メートルから５メートルになるわけで、片島小学校の体育館に避難者がいる場合に、校舎の２階から３階へ即座に垂直避難しなくてはならないと考えますが、児童が登校していれば、校舎において、子どもたちと一般避難者の混合垂直避難となると思いますが、その場合のタイミングや問題点の整理について、見解をお尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　まず１点目の、浸水想定区域内にある避難所に避難されている方々の２次避難の必要性についてでございますが、風水害時、一斉に開設する指定緊急避難場所は、コロナ禍での３密対策を勘案して、現在３４か所となっております。このうち、１階フロアが浸水する可能性がある避難所は８か所ございます。その全ての施設において、垂直避難が可能であるため、現時点において２次避難の必要性はないものと考えております。

次に、片島小学校への避難者につきましては、現在、体育館への案内ではなく、直接、校舎の２階ランチルームや図工、美術、音楽室への優先案内を行っておりますことから、垂直避難を含め、児童と一般避難者の区別は行いやすいものというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　続きまして、これも昨年質問させていただいた居住地域を丸ごとハザードマップと見立て、生活空間である街なかに水防災に関わる洪水、内水の浸水深に関する情報、避難所及び避難誘導に関する情報を表示する「まるごとまちごとハザードマップ」についてですが、まずは実施を希望する地域等を調査し、希望する地域がありましたら、実施に向けた検討を行っていきたいと考えておりますと答弁されていましたが、実施検討スケジュールはどのようになっておりますでしょうか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　まるごとまちごとハザードマップの実施につきましては、まずは地域の協力が不可欠でありますことから、連携いただける自治会やまちづくり協議会の確保をはじめとして、ハザードマップの形状や設置場所の選定などの丁寧な調整を行うことが必要であります。また、地元との調整を行った後、予算措置から事業実施へのスケジュールとなりますことから、全体としておおむね３か年を目途に取り組むことと考えております。このことを踏まえ、今年度は連携可能な地域の調整から進めてまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　ぜひとも、よろしくお願いいたします。

　では次に、災害が発生した場合に災害現象により影響が及ぶと想定される区域及び避難に関する情報を地図にまとめたものがハザードマップだと思いますが、様々な自然災害を対象としたハザードマップがあろうかと思いますが、どのようなものがありますでしょうか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　ハザードマップの主なものといたしましては、主流河川の氾濫による被害を想定した洪水ハザードマップ、大雨により支流河川や側溝などの雨水の処理能力を超えた場合の被害を想定した浸水ハザードマップ、県が指定する土砂災害警戒区域などを表す土砂災害ハザードマップなどがございます。その他、他の自治体では火山ハザードマップや地震ハザードマップ、津波ハザードマップなども作成されているところでございます。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　平成３１年度に作成されましたハザードマップ、いいづか防災は、非常に分かりやすく、よくできていると思います。この中に示されている洪水浸水想定というのは、川の破堤、氾濫などによる、いわゆる外水氾濫によるものでしょうか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　いいづか防災における浸水被害等につきましては、遠賀川河川事務所から提供のあった洪水想定によるものと、福岡県から提供のあった支流河川の氾濫想定を併せ持ったものとなっております。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　近年では、集中豪雨の頻発化に伴い、下水などにより、雨水が排水し切れずに浸水する、いわゆる内水氾濫による被害が増加しているようで、国交省は浸水被害の半数以上を内水氾濫が占めるようになっている状況を踏まえると、河川氾濫による洪水のみならず、内水氾濫に関する危険性をも住民に周知することが一層必要になってきているということで、内水ハザードマップの作成を推奨し、２０２０年１２月末時点で４０９市町村が作成されているようでございますが、飯塚市の現状はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本市におきましては、内水氾濫のみを想定とした災害シミュレーションは行っておりません。併せまして、内水ハザードマップのみの作成も行っていないところでございます。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　それでは、飯塚市では水害が頻繁に発生していますが、近年、堤防決壊等による外水氾濫による水害というのはありましたでしょうか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本市では過去に平成１５年、２１年、３０年と、近年３度の災害救助法の適用を受けた浸水被害の記録がございますが、いずれも堤防決壊というような外水氾濫ではございません。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　ということは、近年の水害は飯塚市でも内水氾濫によるものが圧倒的に多いということですよね。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　質問者の見解のとおりでございます。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　そうであるとするならば、内水氾濫による浸水シミュレーションは、精度によりまして莫大なコストがかかるため、飯塚市においては、過去の内水氾濫実績等の情報を、既に作成されています洪水ハザードマップに追加して公表することを検討されてはいかがかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本市では、近年３度の災害救助法の適用を受けた浸水害の記録がございます。この情報を基に、被害を受けたエリアの概要を転記することは可能でありますので、今後、検討課題といたしたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　よろしくお願いいたします。洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ、過去の実績追記などそれぞれの違いを含め、ハザードマップの再作成時には、市民に対してそれぞれの意味合いの違いを踏まえた情報提供が必要不可欠であると考えますが、見解をお尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　ハザードマップは災害の種類、場所、頻度、範囲などそれぞれ予測してマップ上で表した地図であるため、それぞれの意味合いを市民の皆様に十分に理解していただく必要があると考えております。このことから、今後のハザードマップの作成時も含め、随時、市民への丁寧な情報提供を行っていきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

　では次に、流域治水プロジェクトがロードマップの大規模な洪水の発生を想定した安全な避難所等の確保の中で、飯塚市では災害時に市民へ緊急で配る物資の備蓄というのは、どのような品目があり、またその量はどの程度あるのか、教えていただけますでしょうか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本市では令和４年３月に飯塚市備蓄基本計画を策定し、今後５年間で整備を予定しております公的備蓄品目及び数量について定めております。品目につきましては、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品として位置づけられております食糧、毛布、乳幼児用粉ミルク、乳幼児用衛生物、高齢者等用衛生物品、簡易トイレ、トイレットペーパー、生理用品の８品目を基本に、過去の災害時において必要となった品目を対象といたしております。また、備蓄数量につきましては、物資配分対象者数を避難所避難者２７００人、在宅避難者・帰宅困難者等６００人、計３３００人と想定し、協定先からの供給や国のプッシュ型支援物資等の到着に発災後１日から２日程度を要するため、発災直後に不足する１日分、食糧については３日分を公的備蓄で保管することを想定し、算出した数量を備蓄するものと考えております。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　公的備蓄はローリングストックを基本として備蓄するものと理解しておりますが、飯塚市において、実際に賞味期限、使用期限が近づいた物資の取扱いについてどのようにされているのか、教えていただけますでしょうか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　賞味期限、耐用年数前の備蓄物資につきましては、食品ロス削減等の観点から、賞味期限切れを待って単に廃棄するのではなく、フードバンク団体等への提供や、市民備蓄の促進につなげるなど、有効活用を図ってまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　今年３月の新聞記事に、広島県で生活必需品で、必要に応じて使用期限を定め、物資の更新時には売却するなどして活用を図るのが柱だったのを、購入から約２０年がたったとして、生理用品を大量廃棄したのが問題となった件で、今後は使用期限を３年とし、今年度から運用するとあったのですが、飯塚市では災害備蓄品の棚卸しのルール化等について、どのようにされていますでしょうか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　備蓄品の棚卸し等につきましては、賞味期限、耐用年数を迎えるまでの備蓄を基本といたしております。

　次に、備蓄方法といたしましては、過去の災害の教訓を踏まえ、被災者に対して迅速に備蓄物資を提供し、また物資輸送の省力化を図るという観点から、発災直後から必要となる物資等については、市内３２か所の各指定緊急避難場所に分散して備蓄することを基本に進めております。備蓄場所につきましては、施設の空きスペースを活用しての保管を基本といたしておりますが、空きスペースのない施設については、別途、近隣の代替スペースや備蓄倉庫の整備等も検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　耐用年数もあろうかと思いますが、実際に使えない物資を備蓄していても何にもならないわけで、毛布なんかは臭いがつくため、購入から１０年後にクリーニングか、買い換えを検討されているところもあるみたいでございますが、飯塚市では災害時に市民へ緊急で配る物資の備蓄の在庫管理について、定期的な在庫の点検や使用期限の近づいた物資は防災訓練や事業で使ったり、福祉施設、学校へ寄附するなどのマニュアル化というのは行ってありますでしょうか。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　飯塚市では飯塚市備蓄基本計画に応じた公的備蓄整備計画を策定し、本年度から定期的な棚卸しを進めていく予定といたしております。この備蓄整備を行う中で、適切な物品購入と併せ、取扱いの適正化を含めましたマニュアル等の整備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

ぜひともよろしくお願いいたします。昨年も申しましたが、流域治水への対応は将来の課題ではなく、私たちの安心安全な暮らしを守るため、これから喫緊に取り組まなくてはならない課題だと思っております。気候変動による水災害の深刻化に対応していくために、より迅速な対応が求められております。適正な森林管理など幅広い観点からの対策も重要だと思います。今まで前例のなかった被害を視野に入れつつ、対策を立てていくことは容易ではないし、痛みも伴うわけでございます。このプロジェクトに盛り込まれた施策の効果を検証しながら、防災機能の総合的な強化を進めてもらいたいと思います。以上で一般質問を終わります。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午前１０時５３分　休憩

午前１１時０５分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。２６番　佐藤清和議員に発言を許します。２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　それでは、「地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進について」、お伺いいたします。

　まず最初に、第２期地域福祉計画についてお伺いいたします。全国的に少子高齢化に伴う人口減少社会が進み、高齢者のみ世帯や単身高齢者世帯が増加しています。さらに、近隣住民との付き合い・地域コミュニティーが希薄化している状況です。こうした社会環境や生活環境が変化していく中、社会福祉法第１０７条の規定に基づき、本市の地域福祉は、飯塚市総合計画を上位計画として平成２５年３月に策定され、平成３０年３月に一部改訂がなされたところです。しかしながら、計画期間が１０年間という長いスパンの中で、地域共生社会実現に向けた社会福祉法の改正が行われ、８０５０問題、新型コロナウイルス感染症による見守り体制の低下など、新たな課題が次々と起こっており、社会情勢や生活環境は年々大きく変化していると言っても過言ではないと思います。

　そこで、現在の地域福祉計画の進行管理、ＰＤＣＡと成果をどのように捉えられているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　地域福祉計画の推進につきましては、公募による市民の代表者や福祉関係団体の代表者、学識経験者等の委員で構成する飯塚市地域福祉推進協議会において、年度ごとの事業の進捗状況を毎年管理しております。この計画推進のために、計画の内容及び計画の点検、評価結果等に関し、広報誌やパンフレット、ホームページ等を活用し、計画の周知・浸透を図っておりますが、各課題ごとの成果指標についての評価では、目標達成に向け一定の成果があったものと考えております。

○議長（秀村長利）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　進行管理はしているとの答弁ですが、成果の内容についての答弁がありませんでした。私は、避難行動要支援者管理システム構築業務は、地域福祉計画の活動目標３に掲げている「災害時の避難行動要支援者に対する支援体制の充実」の「避難行動要支援者の情報把握」での要支援者情報管理の整備ができていると、公助としての成果として捉えていますが、執行部では公助としての成果と捉えていないのには驚きます。

　次に、この１０年間の間に、子ども・子育て支援事業計画及び高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は３回、障がい者計画は１回見直しがされています。その中での新制度による取組が策定されていますが、計画期間が１０年間の地域福祉計画との間に乖離が生じていないのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　地域福祉計画は、飯塚市総合計画の下位計画として、各福祉分野の個別計画に共通する地域福祉推進に関する理念と、その具体化のための取組方針等を定める計画として位置づけられているため、各福祉分野の個別計画においては、社会情勢の変化や関連法制度の改正等を踏まえ、本計画と整合性の確保を図りながら策定されたものであると認識しております。

○議長（秀村長利）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　個別の福祉計画は、社会情勢の変化等を踏まえて地域福祉計画との整合性を確保しているとの答弁ですが、１０年前に策定された計画は、現在の社会情勢の変化を見据えたものとなっていたでしょうか。私は、地域福祉計画が個別の福祉計画の最上位計画でありながら、計画期間が１０年というのはあまりにも長過ぎて、社会情勢の変化に対応できていないと考えます。４月に開催された地域福祉推進協議会で、会長は２期計画を振り返り、計画の中で弱さを持っているもの、新たな取組を検討したほうがよいもの、そういったものを含めて委員全員で計画を策定していくことになると述べられていることから、この計画期間は１０年を協議会で見直していただくことを期待いたします。

　次に、平成３０年と令和３年に改正された社会福祉法についてお尋ねいたします。平成３０年の改正で地域福祉計画に盛り込む事項として、法第１０７条第１項に「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が追加されました。これらは他の福祉分野の分野別の改革の上位計画に位置づけられているということでよいのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　そのとおりでございます。現状では高齢者、障がい者、子ども・子育てといった対象ごとに計画化され、それぞれ根拠法を異にして策定されていましたが、これらに共通する事項を市町村地域福祉計画に盛り込むことで、他の計画の上位計画として位置づけているものでございます。

○議長（秀村長利）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　上位計画であるとの答弁ですが、子ども・子育て支援事業計画の５ページを確認してからの答弁とは思えません。少し意地悪な指摘になるかもしれませんが、この計画では、当然、第２次飯塚市総合計画を上位計画としてありますが、地域福祉計画は上位計画としては位置づけられていません。平成３０年に個別な福祉計画の上位計画に位置づけられたのに、庁内の連携が不十分なのではないでしょうか。

　次に、国は「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」として、地域福祉計画に盛り込むべき事項は、どのようなものが示されているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　今般の社会福祉法改正により、市町村地域福祉計画に盛り込む事項として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組む事項」が加えられておりますが、これは地域の課題や資源の状況等に応じて、各福祉分野が連携して事業を行うことにより、それぞれの事業の効率、効果、対象者の生活の質を一層高めることができるよう、創意工夫ある取組を行うことを示しているものであると考えております。

○議長（秀村長利）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　創意工夫ある取組が重要であると答弁されましたが、高齢者、障がい者、児童だけでなく、生活困窮者、居住に課題を抱える人、就労に困難を抱える人、自殺対策、そして前回質問した成年後見人における市民後見人の育成など１７項目ほどが示されています。このことを踏まえて、令和２年に策定された子ども・子育て支援事業計画、令和３年に策定された障がい者福祉計画、障がい児福祉計画、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画については、どのような創意工夫ある取組をすることとして策定されたのか、お尋ねいたします。また、現在の地域福祉計画との整合性はどのようになっているのか、併せてお尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　地域福祉計画は、基本理念である「お互いを尊重し、支えあい、助け合う　協働の地域づくり」の下、３つの基本目標を設定し、市民と行政との協働により、地域福祉の取組を進めるための活動目標を定めて、地域の福祉課題に取り組んでおります。そのため、福祉に関する計画につきましては、地域福祉計画を上位計画とし、整合性を図り策定するものとなっておりますので、基本理念及び基本目標に沿った計画策定がなされているものと考えております。

○議長（秀村長利）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　どの個別福祉計画も、法令に基づいて策定されているというのは分かります。しかし、策定の過程で、法改正や地域福祉計画をどのように意識して策定したのか伝わってきません。また、高齢者保健福祉計画の「高齢者の笑顔が美しい元気なまちの実現」は、平成１８年の合併当初からの基本理念であり、今回の法改正との整合性を図ったとは言い難いと思います。このような答弁では、部内各課の連携は取れているのか、また、今年度の地域福祉計画の策定に当たって、内部の連携だけでなく、全庁的な連携の下に策定されているのか危惧いたします。

　次に、地域福祉計画の位置づけとして、福祉分野の個別計画に共通する地域福祉に関する理念と、その具体化のための取組方針を定められていると思います。地域福祉計画は平成２５年に策定され、平成３０年に一部改訂が行われていますが、１０年前に策定された計画に具体化のための取組方針が示されているのか疑問を感じます。お答えください。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　地域福祉計画の第４章、目標達成に向けた取組において、計画の体系に基づき活動目標ごとに目標を実現するための自助、共助、公助の視点から具体的な取組を記載しております。計画策定後における国の法改正等の対応については、各種の福祉計画策定時には十分留意し、整合性を図るように計画策定に努めております。

○議長（秀村長利）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　上位計画であるはずの地域福祉計画が策定される前に、それぞれの個別計画で各論が出来上がり、後から総論が示されるのは何とも不思議な気がしますが、上位計画をどのように策定されているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　少子高齢化、地域における人々のつながりの希薄化などにより、地域福祉を取り巻く状況は大きく変化しており、また、育児と介護など複数の社会的課題を同時に抱えている方、認知症やその家族、既存の制度の枠組みでは救済できない方への支援など、福祉サービスに対するニーズは複雑化、複合化しております。このような中、制度・分野ごとの縦割りや、支える側、支えられる側という従来の関係を超え、地域住民や多様な関係機関が共に支え合い、一人一人が役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現が求められております。地域福祉計画の策定に当たっては、近年の社会情勢の変化や国の動向などを踏まえ、重層的支援体制整備事業への対応など、地域福祉の推進に向けた取組をさらに進めるため、福祉に関する分野ごとの計画や関連する他分野の計画など、それぞれの施策を推進するため、地域福祉の観点から共通に必要となる考え方を定め、それぞれの計画のはざまを埋めることにより、分野にまたがった課題に対し横断的に対応する計画策定を進めることとしております。

○議長（秀村長利）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　分野をまたいだ課題に横断的に対応する計画を策定するとの答弁で安心いたしました。しかしやはり、計画期間が１０年というのはどうかと思います。地域福祉推進協議会で、この１０年を見直していただくことを期待いたします。

　次に、令和３年の改正で、法第４条の地域福祉の推進についてはどのような改正が行われたのか、また、改正の趣旨についてお答えください。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨が明記されております。この理念を実現するため、市町村において、地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備や、住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくりに努める旨が規定されております。

○議長（秀村長利）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　第４条の改正の趣旨は、共生する地域社会の実現、いわゆる地域共生社会について定められたものです。

　次に、法第１０７条第１項の５号に、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」が福祉計画に盛り込むべき事項として必須事項に格上げされ、法第１０６条の３、包括的な支援体制の整備で「重層的支援体制整備事業」が出てきて、さらに法第１０６条の４に「重層的支援体制整備事業」が新たに具体的に規定されていますが、重層的支援体制整備事業はどのような事業なのか、お答えください。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　重層的支援体制整備事業は、市町村において、全ての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を行う事業として、社会福祉法に位置づけられ、既存の支援機関等の機能や専門性を生かし、その連携を強めながら、市全体の支援体制をつくることを目的とした任意事業でございます。

○議長（秀村長利）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　ざっくりとした答弁ですので、私のほうから、第４条は地域共生社会の実現、第１０６条の３は重層的支援体制の整備に努め、支援体制を整備することが市町村の努力義務とされたもの、第１０６条の４は重層的支援体制の整備事業が示されたものであることを述べさせていただきます。令和３年４月１日施行の改正社会福祉法については、質疑のとおりですが、令和３年３月までに策定された個別福祉計画の見直しは必要ないのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　令和３年４月施行の改正社会福祉法における共通して取り組む事項は、従来の各分野において推進されているものとほぼ一致するものでございます。また、重層的支援体制の整備につきましては、体制整備に向けての準備を進めているところですので、各計画において、現在の計画期間を変更し、内容の修正を図る予定はございませんが、各計画における次の更新策定時に、最新の状況を把握した上で適切に対応してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（秀村長利）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　個別計画の見直しは行わないが、重層的支援体制の整備に向けて準備を進めているとの答弁ですので、早期の体制整備をお願いいたします。

　重層的支援体制については、法第１０６条の４第２項の第１号のイからニまでに、高齢者、障がい者、子ども、そして生活困窮者についての事業を一体的かつ重層的に整備し、第１０７条に規定されている５つの事項を踏まえなければ認められないことになっていますが、これまでの質疑で一定の方向性が示されましたので、再度の見直しについては質問いたしませんが、指摘、要望したことを踏まえ、作業を進めていただきたいと思います。

　次に、地域共生社会についてお伺いいたします。地域共生社会とは、平成２９年２月７日に厚生労働省の「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部について、制度・分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会と決定されているところです。地域共生社会が必要とされている背景には、既存の制度による解決が困難な事例が発生しているものです。例えば８０代の高齢者の親と５０代の無職独身の子が同居する８０５０問題、この８０５０問題をどのように捉えられているのか、また、どのように状況を把握されているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　８０５０問題は地域における困難事例と捉えており、最初の対応窓口としましては、生活自立支援相談室、地域包括支援センターなどが考えられております。このような事例が相談として上がってくれば、生活自立支援相談室や地域包括支援センターや高齢介護課、生活支援課が連携をとりながら対応いたしております。地域の状況につきましては、調査等による把握を行っておりませんが、地域の見守り体制の中での個別の相談対応は適切に行っているものと考えております。市内には同様の問題を抱えておられるご家庭もあると思われますので、今後も相談窓口の周知・啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　実態の状況把握は難しいと思いますが、関係機関だけでなく、民生委員さんとの連携を強化し、見守り体制を強化していただきたいと思います。

　この８０５０問題をもっと深く踏み込んだ質問になりますが、認知症の親と何らかの障がいを持つ子が同居していた場合、どのような支援が必要なのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　先ほどもお答えしましたが、地域の見守り体制の中で、ご質問の事例のような困難事例としての相談については、地域包括支援センターや高齢介護課、社会・障がい者福祉課が連携をとりながら対応し、認知症の高齢者には、介護保険サービス利用や見守りなどの支援、障がい児に対しましては、通所サービスや就労作業施設などにつなげるなどの支援が必要になると考えております。また、世帯の収入が生活保護基準以下で、最低生活費を賄うことができなければ、生活保護制度による支援も必要と考えております。

○議長（秀村長利）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　地域包括支援センターや関係各課との連携、さらに地域の社会資源につながるとのことですが、今の答弁には、権利擁護の視点が漏れているのではないでしょうか。飯塚市社会福祉協議会の権利擁護センター「ファミリア」が行っている日常生活自立支援事業のホットサービスにつなげることも視野に入れておく必要があるのではないでしょうか。

さらに、判断力がなくなった場合に備えて、成年後見制度における市長申立てを視野に入れて対応するとの答弁がなかったことは残念です。成年後見制度における市長申立ては、地域福祉計画の数値目標に上げてあったと思います。過去には悲しい出来事ですが、生活のため親の死亡を届け出ることなく、親の年金を搾取していた事件がありました。

さらに、介護と育児に同時に直面するダブルケアや、ヤングケアラーなど、課題解決には、各分野の関係各課の連携が必要なものもあります。また、制度のはざまの問題として、ごみ屋敷や障がいの疑いがあるが手帳申請を拒否していて、いずれの制度にも当てはまらない課題もあります。これはほんの一例です。

このような課題解決のために、地域共生社会の実現に向けた包括支援体制の構築については、どのようなことが必要だと考えられているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　少子高齢化や家族形態の変化、福祉ニーズの多様化、地域社会の脆弱等、社会構造の変化の中で、地域住民が抱える課題も複雑化しております。そのため、個別ニーズに応じた属性や世代を問わない支援への対応として、その家族のニーズや課題などを丁寧に把握し、本人や家族の状態に合った支援メニューを構築し、支援の実施状況についてフォローアップしていくことが非常に重要であるというふうに感じております。

○議長（秀村長利）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　支援メニューを構築し、フォローアップしていくことが重要であると答弁されました。この点については、私もさらに研究して、次回の質問の材料とさせていただきます。

　地域共生社会の実現に向けては、複雑かつ複合した地域課題を解決する計画が大事であると思います。地域福祉計画策定に当たっては、高齢者、子ども、障がいのある方、生活困窮者対策などの関係各課の連携が必要だと思います。地域福祉推進協議会に諮る前に、厚生労働省のように地域共生社会実現に向けて庁内に検討会を立ち上げて、原案を考えるつもりはありませんか、お伺いいたします。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　計画には基本目標を定め、第２期計画の取組から残った課題のほか、新たな課題、市民アンケート、団体ヒアリング等を踏まえ、市民、地域や関係団体、行政の目標達成に向けた取組について、それぞれの視点において計画目標を設定いたします。公助の取組に関しましては、各関係課に対する進捗状況報告及び成果指標実績調査による課題等の整理を行うとともに、今回の計画に新たに盛り込むべき取組について協議を行い、庁内での確認や意見を求めた上で計画原案を取りまとめ、諮問機関である地域福祉推進協議会へ諮りながら策定作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　庁内で確認や意見を求めた上で原案を取りまとめるとの答弁ですが、他市では、副市長がトップとして、関係各課による検討委員会を設置し、原案を作成しているところがたくさんあります。確認や意見を求めることは、一方通行になるおそれがあると思いますので、地域共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定に当たっては、検討委員会の設置に向けた検討を要望しておきます。

　次に、厚生労働省の資料の中で、一部ですが、生活保護受給者、生活困窮者がおられて、その方たちの中には、高齢者、障がいのある方、子どもがおられるわけで、複合的な課題があって、それぞれの所管課が対応しているものを包括的に支援体制を構築できるようにとあります。また、今年１月の全国厚生労働関係部局長会議資料には、市町村が包括支援体制を構築するため、従来、各分野ごとに行われていた相談体制や地域づくりに係る補助に、新たに他機関協働や参加支援等の機能強化を図る補助を加えて、一体的に執行できるよう重層的支援体制整備事業交付金を交付する財政支援を行うとあります。

では、既存事業以外にどのような事業に取り組むと、この財政支援が受けられるのか、お伺いいたします。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　重層的支援体制整備事業交付金の新たな事業の財政支援の部分としまして、社会とのつながりをつくるための支援や、利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる参加支援に関する事業費。続きまして、支援が届いていない人に支援を届けるために会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つけ、本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く、アウトリーチ等を通じた継続的支援に関する事業費。続きまして、市全体で包括的な相談支援体制を構築し、重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす、多機関協働に関する事業に対する財政支援等がございます。

○議長（秀村長利）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　人口１０万人以上の市町村に対して、重層的支援体制整備事業への移行準備に対しての補助基準は２８００万円として３年間交付され、重層的支援体制整備事業を実施すれば、補助基準額は４２００万円として交付されることになっております。本市では、重層的支援体制整備事業について、どのような検討を行われているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　本年度は福祉部の介護、障がい、子育て、生活困窮の各分野の実務者レベルによる検討作業部会を組織し、本市の実情に応じた多様な分野との連携及び取組の実現について調査研究を行い、移行準備事業の実施に向けた検討を進めているところでございます。

○議長（秀村長利）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　ワーキンググループづくり、実施に向けた検討を進めているとの答弁です。令和４年度中に重層的支援体制整備事業を実施する自治体は全国で１３４自治体あるそうですが、福岡県の実施・移行の計画をしている自治体は御存じなのか、お伺いいたします。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　実施及び移行準備事業に取り組んでいる市町村でございますが、令和４年度から実施している自治体は、久留米市、大牟田市、八女市、糸島市、岡垣町、以上の自治体となっております。

○議長（秀村長利）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　１月の資料の実施予定は、久留米市、大牟田市、八女市、糸島市、岡垣町となっております。自治体規模を考えると、当然、飯塚市も地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業を早期に実施されるようにお願いいたします。

これまでの答弁の中には、一言も社会福祉協議会という言葉が出てきませんでした。過去に同僚議員から、社会福祉協議会が取り組んでいる地域福祉活動計画の質問もされており、地域福祉を推進する上で社会福祉協議会との連携は必要不可欠ではないでしょうか。地域福祉を推進する上で社会福祉協議会との協力は必要ないとの考えから、一言も発せられなかったのでしょうか。

それでは、社会福祉法における社会福祉協議会はどのように位置づけられているのか、お答えください。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　市の社会福祉協議会の位置づけでございますが、社会福祉法の第１０９条で、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業の実施などを行うことにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものです。役員の構成につきましては、社会福祉協議会につきましては、住民主体の原則に基づき、自治会連合会、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体、学識経験者、社会福祉団体・機関、飯塚市議会、飯塚市など各分野の代表が加入しております。

○議長（秀村長利）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　最初のほうで述べましたが、社会福祉法第４条には、共生する地域社会の実現、そしてその実現のための第１０７条での地域福祉計画の策定、そして第１０９条に、社会福祉協議会が取り組むべき地域福祉の推進が定められています。市も、補助金を社会福祉協議会にしていることから、やはり密接に取り組んで福祉活動をしていかなければいけないと私は思っておりますので、今後とも密接に関係していただきたいと思います。

　最後に、市長、これまでの私の質問に対する今のお気持ちを、一言で構いませんので、お答えください。

○議長（秀村長利）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　本市はもちろんのこと、我が国が既に現在、直面している、なおさらのこと、今後、近未来に訪れるであろう地域福祉における必要な事項について、るる質問議員と福祉部長の間でやり取りを行っていただきました。ちょっとどきどきしています。２つのどきどきでした。１つは質問議員とは１５年前、子どもたちの健全育成についてお互いに熱く語ったあのときを思い出して、今度は高齢者や格差の問題に取り組もうとなさっているんだなということの思いが半分と、飯塚もまさにこのことが、この取組が必要な時代であります。やり取りの中でもありましたが、今後さらに高齢者のみ世帯、そして単身高齢者世帯が必ず本市でも増加いたします。さらに様々な格差の拡大も、残念ながら広がることが懸念されています。

私は、共生社会づくりということを目標に掲げ、そしてさらに、今、支え合い、助け合うことができる「Ｉ（愛）がつながるＩｉｚｕｋａ」ということで、様々な場面で、市民の方やまち協の皆さんや自治会長さん方に、そのためのお力添えをお願いしているところでございます。

実は、今年度４月冒頭に、飯塚市の近い未来のための３本柱として、全部長さんたちにお願いしたのが、少子化対策、女性活躍推進の施策充実、そして健康長寿をはじめとする高齢問題の解決、これについての方向性と来年度に向けての予算に現れるような具体的な動きがないと、これから未来が厳しいというようなことで、知恵を借りたいということでお願いをしました。一例を挙げますと、少子化対策は今手を打っても、結果が出るのは御存じのとおり３０年後でございます。女性活躍も市が頑張って先導する、企業も変わってくれる。でも、市民の意識そのものも変わらないと、本当の意味で活躍を支えたり、継続させることはできませんので、これもきめ細やかで、一定年数がかかる。だから、今手を打ちましょうということを、図らずも言ったところです。

実は、さらに驚きましたのが、先ほど副市長をトップにだとか、全庁横断型とおっしゃいました。同感です。全国市長会で、高齢者の増加、議員が指摘なさった観点からの増加の問題は、どれだけ今からの日本社会の大きな問題かということを９０分間、講演とともに勉強させていただきまして、すばらしいデータ、資料でしたので、独り占めするのはもったいないので、特別職の方、みんなお集まりいただいて、その資料を基に、先日、学習会をしたところでございます。ですから、今のやり取りは、どきどきして、本当に大事なことだし、今手を打たなければ、後々に禍根を残す、つまり後々の時代に対する責任が私や私どもは果たせないとまで思っている問題でございます。

すみません、長々と、一言で言えない大きな問題でしたので。必ずやご指摘がありました日常生活や地域環境、災害時への対応も含むことでございますので、これはご指摘のとおり、福祉部長が全部答弁しましたが、福祉部も御存じのとおり評価もしていただいています。でも、こんなところも必要、でもこれは福祉部だけでいいというようなやり取りに、私にはそういうやり取りにも聞こえました。そのとおりでございます。福祉部だけでなく庁内連携、もしくはプロジェクトを立ち上げて公的体制を充実させるとともに、地域や関係団体との連携強化を図りつつ、市民に本当に住民福祉をお届けすることができるような体制をつくりたいと思っています。

そして最後に、社会福祉協議会は地域福祉の推進を図ることを目的とする団体でございますし、共に住民福祉の向上を目指す団体だと思っています。コロナ対策の支援事業につきましても、多大なるご理解をいただきまして、私どもの福祉部や経済部と一緒に、御存じのとおり市役所のホールのほうで、市民の利便性を第一に考えていただきまして、連携して取り組んでくださった本市の、特に社会福祉協議会は、他地区にも劣らない取組を随時していただいているところでございます。今後、なお一層連携を強化しながら、共に標榜する未来をつくっていきたいと思っております。すみません、長々と要らないことまで語りまして。ありがとうございました。

○議長（秀村長利）

　２６番　佐藤清和議員。

○２６番（佐藤清和）

　平成２７年６月から平成３１年３月まで、当時、私が所属していた厚生委員会で、「地域支援事業について」を付託案件として調査研究をしていました。その後、本市の地域福祉の取組が後退しているとまでは言いませんが、進捗していないように危惧していましたので、数回にわたり地域福祉について質問を重ねてきました。今後さらに研究、検討され、地域共生社会の実現に向けた地域づくりが目に見えて進むように期待して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午前１１時４５分　休憩

午後　１時００分　再開

○副議長（坂平末雄）

　本会議を再開いたします。２１番　城丸秀髙議員に発言を許します。２１番　城丸秀髙議員。

○２１番（城丸秀髙）

　今回は「２０２５年問題について」質問をさせていただきたいと思います。午前中、市長が高齢化社会を迎えるに当たって、非常にどきどきしながら熱い思いを語っていただきました。非常に私の質問にも通じるものがあるのではないかと思って聞いておりました。

　それでは質問をさせていただきます。以前から２０２５年問題と言われて久しいのですが、もう随分先のように感じていましたが、もう目前に迫っています。言われている２０２５年はどういう年かというと、いわゆる第１次ベビーブームの時期に生まれ、様々な分野で日本の成長を牽引してきた団塊の世代の最後の世代、つまり、１９４９年、１９５０年生まれの世代が全て７５歳の後期高齢者となる年です。団塊の世代だけで約８００万人いるそうですが、厚生労働省が発表している令和３年版高齢社会白書では高齢化率が２８．８％で、高齢化社会を迎えている現状の状況からさらに高齢化が進んでいくと言われております。そういう私も団塊の世代の一番最後の年代になりますので、この問題については非常に気になっております。

　そこで、改めてお聞きします。この２０２５年問題について、何が、どう問題であると言われているのかお尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　いわゆる団塊の世代が７５歳以上の後期高齢者となり、高齢化率が３０％を超えるという事態が訪れるということで、様々な影響が出てくるものと考えております。特に医療、介護、年金をはじめとした社会保障制度は、高齢者を生産年齢人口が支えることを基本として設計されておりますが、今後、社会保障費の増大や高齢者の日常生活を支える介護事業サービスの担い手不足が、さらに深刻になることなどが考えられますので、健康寿命の延伸を図る取組をさらに進め、地域包括ケアシステムをはじめとする地域住民が一体となって支え合う仕組みを進化させていかなければならないと認識しております。

○副議長（坂平末雄）

　２１番　城丸秀髙議員。

○２１番（城丸秀髙）

　ご答弁のように、これまで社会保障費を支えてきた団塊の世代の人たちがこの給付を受ける側に回ると、それで社会保障財政のバランスが崩れると言われております。今少し言われましたが、具体的にどのような影響があると言われているのか、お尋ねをいたします。

○副議長（坂平末雄）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　厚生労働省が発表している令和３年版高齢社会白書によりますと、高齢者関係の給付費、いわゆる年金や医療、介護サービス給付などを合わせた費用は、平成３０年度で８０兆円を超えており、前年度から比較しても１兆８７２億円も増加していると発表されております。平成３０年度の医療費について、年齢階層別の１人当たりのデータも公表されておりますが、６０歳から６４歳で３６万８千円であるのに対し、後期高齢者に突入した７５歳から７９歳では７７万円、８０歳から８４歳では９２万４千円と、やはり年齢を重ねるごとに医療費が増大していることが分かります。そのような傾向から見ますと、この社会保障費を賄うためには、生産年齢人口世代の負担割合を今後ますます増やしていくことが容易に予想され、負担増に伴う社会の活力低下などの影響が出てくるのではないかと考えております。

○副議長（坂平末雄）

　２１番　城丸秀髙議員。

○２１番（城丸秀髙）

　ご答弁のように、医療費だけ見ても後期高齢者のほうがはるかに高額になります。他の年金介護サービスまで含めると、またさらに非常に高額になるということになります。医療、介護、福祉サービスで７５歳以上１人に対して、２０１０年度は５．８人で支えていました。それが２０２５年になると３．３人で１人を支え、さらに２０６０年では１．９人で支えなければならないという状況になるそうです。自分のことで恐縮ですけれども、私も７５歳以上になると後期高齢者保険になりますけれど、国保から後期高齢者保険に変わるだけで、申し訳ないですけれど相当負担が減ります。その分、現役世代に負担がかかるということになります。

２０２５年以降は現役世代であるサラリーマンの年金、医療保険等の保険料率が３０％を超えると言われております。これに所得税とか消費税とかいろいろ別なものがかかってきますので、相当の負担になるのではないかというふうに思っています。このような状況の中、答弁のように生産人口世代の負担をいかに軽減していくかというのが大きな問題になるというふうに言われております。この２０２５年問題の解決のために、どういう施策が必要と言われているのか、また考えられているのか、お尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　現在、本市において重点的に取り組んでおります健康寿命を延ばすための施策について、これを強化、継続していくことが非常に重要であると認識いたしております。飯塚市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画におきましても目標として掲げておりますが、現在、構築しております地域包括ケアシステムの深化を図りながら、今後ますます増加していく高齢者を地域住民全員で支えること、高齢者自身も健康寿命を延ばし、支えられるだけではなく、支える側になることを目指しつつ、高齢者福祉や介護保険に関する施策を推進する必要があります。現在も取り組んでおります認知症予防やフレイル予防などの予防事業の推進、介護サービスが必要になった場合においての適切なケアプランによる運動機能の維持などを着実に実施していく必要があります。さらには、高齢者になってからの取組開始ではなく、若い世代のうちから健康づくりや生きがい活動、地域活動への参加推進を図っていくことも非常に重要な課題であると認識いたしております。

○副議長（坂平末雄）

　２１番　城丸秀髙議員。

○２１番（城丸秀髙）

　確かに介護保険事業にしても、健康寿命を延ばすために、要介護に対する給付だけではなく、フレイル予防とか、そういう事業をできるようになっていると思います。

　２０２５年以降は国民の医療や介護の需要がさらに見込まれます。このため厚生労働省は、２０２５年をめどに、高齢者の尊厳の保持と自立生活支援の目的の下で、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、答弁にもあったとおり、地域包括ケアシステムの構築を進めていくことを掲げ、飯塚市総合計画の中にもその取組を推進することとなっております。それでちょっと分からないのは、その取組が２０２５年問題で問題として上がっている、言い換えますと、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが医療や介護の需要拡大の解決にどうつながるのかというのはちょっと分からない点がありますので、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

○副議長（坂平末雄）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　先ほどの答弁と重複する部分もございますが、何も取組を行わずに高齢者が急増しますと、医療や介護サービスの需要が拡大する一方となりますので、提供できる社会資源に限りがある以上、サービスが受けられなくなる状況に陥ります。地域包括ケアシステムの構築は、住み慣れた地域で最期まで安心して暮らせるように地域の限られた資源を有効活用しながら、地域全員でお互いに支え合うシステムの構築を目指すものとなっております。また、介護予防をはじめとする早期の取組を推進することによって、健康寿命を延ばし、それぞれの事情に合った適切な量の介護サービスを利用していただくことで、限られた社会資源を有効活用することが可能となり、２０２５年問題で課題となっている高齢者の増加にも対応できるようになるものと考えております。

○副議長（坂平末雄）

　２１番　城丸秀髙議員。

○２１番（城丸秀髙）

　高齢者の増大に対して、地域全体で地域の限られた社会資源を有効活用して支えていこうという取組ですよね。

　では、地域包括ケアシステムで想定される地域とは、どれぐらいの範囲の地域のことを言うのでしょうか。

○副議長（坂平末雄）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　飯塚市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に記載しておりますが、市内を１１の日常生活圏域に分け、その圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、地域包括ケアシステムの構築を行っているところでございます。

○副議長（坂平末雄）

　２１番　城丸秀髙委員。

○２１番（城丸秀髙）

　住み慣れた地域というのは、日常生活圏域ということですよね。それを以前に聞いたことがありますけれど、３０分以内と、おおむね中学校区ということをお聞きしておりましたが、そういう感じですね。以前の代表質問で、地域包括ケアシステムの構築の進捗状況を質問した際に、構築に向けて重点的に取り組む必要がある事業として、在宅医療介護連携推進事業、認知症施策推進事業、地域ケア会議の推進、生活支援体制整備事業、地域包括支援センターの機能強化があり、早いものでは平成２４年度から取組を開始し、推進しているとのことでした。改めてお聞きしますけれど、まず、在宅医療介護連携推進事業とはどんな事業ですか。

○副議長（坂平末雄）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　在宅医療介護の関係の連携を実現するために、地域の医療介護関係者が参画する会議を開催し、在宅医療、介護連携の現状と課題の抽出、対応策の検討などを行うとともに、多職種による研修会を開催し、お互い顔の見える関係づくりを目指すものでございます。３つのワーキングが定期的に開催されており、全体の連携会を年３回実施し、連携を図っているところでございます。

○副議長（坂平末雄）

　２１番　城丸秀髙議員。

○２１番（城丸秀髙）

　在宅での医療介護の連携を推進する事業は、地域で人生を全うするには非常に重要な事業だと思います。この在宅の中には施設も在宅に入ると思うのですが、そうですよね。

病院と介護施設、行政との連携と非常に緊密な調整が必要だと思いますが、これはどこが中心になって行っておりますか。

○副議長（坂平末雄）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　地域包括ケア拠点の業務としては、一般社団法人飯塚医師会へ業務委託をしております。この事業は、地域における医療と介護の包括的な支援及びサービスの提供体制の充実に向け、地域包括ケア拠点業務を行うものでございます。地域における医療活動はもとより、平成２７年度の拠点構築から取り組んできた実績等もあり、本業務を履行できるのは飯塚医師会以外にはないことや、一般社団法人であり、団体の性格上、利益を追求する団体ではないため、地方自治法施行令第１６７条の２第１項に基づき、随意契約を締結しているところでございます。

○副議長（坂平末雄）

　２１番　城丸秀髙議員。

○２１番（城丸秀髙）

　次に、２０２５年では後期高齢者２１８０万のうち３２０万人が認知症になると言われております。本市が行っている認知症施策推進事業についてお尋ねをいたします。

○副議長（坂平末雄）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　認知症施策については、会議体の設置、認知症高齢者本人への対応、ご家族の方への支援、認知症高齢者を支える地域づくり、認知症予防の５つの分野で事業を推進しております。

　会議体の設置につきましては、認知症ケア会議を設置し、専門家を交えた施策全体の協議を行っております。

　認知症高齢者本人への対応につきましては、認知症初期集中支援チームを設置して、複数の専門家が連携して早期対応に当たっております。

　ご家族の方の支援につきましては、オレンジカフェ設置事業に対し補助金を交付し、相互交流、情報交換等を支援しております。また、認知症高齢者の徘回行動に対応するため、位置情報専用探索機の購入や、レンタル契約費用の一部を給付する認知症高齢者等位置検索システム事業や、認知症高齢者が行方不明になった際に、情報を共有して高齢者の安全と家族等の支援を図る認知症高齢者等徘徊ＳＯＳネットワーク事業を実施しております。また、認知症高齢者等の行為により、損害賠償責任が発生した場合に備えた認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を実施、市が保険に加入することで、ご家族の負担を軽減する取組を推進しております。さらに、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を設置し、ご家族からの相談に対応いたしております。

　認知症高齢者を支える地域づくりにつきましては、認知症サポーター養成や認知症ケアパスの配布を行い、認知症に関する啓発も行っております。

また、認知症予防につきましては、脳元気教室や音楽サロン等の認知症予防事業も開催しているところでございます。

○副議長（坂平末雄）

　２１番　城丸秀髙議員。

○２１番（城丸秀髙）

　認知症高齢者を支える地域づくりで認知症サポーター養成事業をされているとのことですが、今何人ぐらいおられるのでしょうか。

また、認知症ケアパスというのはどういうものでしょうか。

○副議長（坂平末雄）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　現在、認知症サポーター養成講座の修了者数は延べ１万１７９４人となっております。２０２０年度に続きまして、２０２１年度についても、新型コロナウイルスの影響もあり、受講者数が２８４名と例年に比較しても受講者の減となりましたが、認知症の人やその家族が住み慣れた家庭や地域での生活を継続できるよう、認知症サポーターの養成を継続し、フォローアップ研修にも力を入れ、地域において認知症に関する理解の普及を促進し、認知症に対応できる地域ケアを強化する必要があると考えております。

　続きまして、認知症ケアパスについてですが、認知症の人やそのご家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、認知症の進行や状態に合わせて、どのような医療、介護サービスが受けられるのかを分かりやすく示したものでございます。また、家族や大切な人が認知症になったときに、どのように支えていくことができるのか、認知症について知り、考えるきっかけとして活用していただけるものとなっております。

○副議長（坂平末雄）

　２１番　城丸秀髙議員。

○２１番（城丸秀髙）

　認知症対策は、例えば徘回とかは地域での支えが一番重要だと思っております。以前、認知症による徘回対応の訓練が行われていたと思いますが、今も行われていますか。

○副議長（坂平末雄）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　徘回対応訓練についてでございますが、鎮西地区福祉ネットワーク委員会では、１０年頃前より年に１回、秋頃に計画されております。２０２１年度からは各自治会で実施するように計画を変更されているものの、２０２０年度、２０２１年度と新型コロナウイルスの影響で中止されております。本年２０２２年度は１１月に予定されていると聞いております。また、菰田地区福祉ネットワーク委員会でも２０１８年と２０１９年に１回ずつ実施されており、２０２０年度からも年１回実施予定として計画にありましたが、新型コロナウイルスの影響で中止されているということでございます。本年２０２２年度はまだ今のところ未定となっております。本年に入り、他の地区の福祉ネットワーク委員会からも訓練実施の検討をしていることから、実施したことがある地区の情報に関するお問合せがあっております。各地区の福祉ネットワーク委員会が中心となり、徘回しているような人が地区にいた場合を想定し、対応できるように具体的な事業を計画され、認知症の人やそのご家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように取り組まれていることに感謝するとともに、本市といたしましても、先ほど認知症サポーターについて述べさせていただきましたが、一層地域において認知症に関する理解の普及を促進し、認知症に対応できる地域ケアを強化する必要があると考えております。

○副議長（坂平末雄）

　２１番　城丸秀髙議員。

○２１番（城丸秀髙）

　コロナウイルスの関係でできていないが、再開の計画があるということで安心をいたしました。私もこの訓練には参加したことがありますけれど、結構テクニック的なものが必要だった記憶があります。例えば、目線の位置とかそういう細かいところで。

認知症に関しては、ならないのが一番だと思いますので、予防、早期診断等にも力を入れていただきたいと思います。

　次に、地域ケア会議の推進についてですが、地域ケア会議とはどのような形で実施をされているのかお尋ねをいたします。

○副議長（坂平末雄）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　地域ケア会議は、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントを支援するための多職種協働による会議体であり、１１か所に設置済みの地域包括支援センターごとに開催しているところでございます。２０２１年度は新型コロナウイルスの影響により延期や中止の措置をとったことに伴って開催数は３３回となっておりますが、個別地域ケア会議の開催を通じて把握された問題や課題の中で、特に市の政策として検討できるものについては、地域包括ケアシステム推進会議の３つの専門部会である医療介護連携会議、認知症ケア会議、生活支援体制推進会議及び地域包括ケアシステム推進会議において検討、協議の上、政策形成につなげる仕組みとなっております。それぞれの個別地域ケア会議における問題や課題、解決手法の取りまとめ方についても共通認識を持ち、スキルアップを図っていくこととしております。

○副議長（坂平末雄）

　２１番　城丸秀髙議員。

○２１番（城丸秀髙）

　この地域包括ケアシステムの構築には各分野の連携が欠かせないと思いますけれど、答弁のように３つの専門部会、医療介護連携会議、認知症ケア会議、生活支援体制推進会議、この３つが共通認識を持って、またスキルアップを図る会議だという認識でよろしいのですね。

　次に、答弁にも出てきました生活支援体制整備事業について、どういったことを実施されているのかお尋ねします。

○副議長（坂平末雄）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　生活支援体制整備事業でございますが、市全体を管理する第一層生活支援コーディネーターと、日常生活圏域ごとに第二層生活支援コーディネーターを配置し、各地域における課題及びニーズの把握を行いながら、地域で無理なく継続して取り組むことができる支え合い活動を推進する体制づくりに取り組んでいるところでございます。

　生活支援体制整備事業の中では、日常生活圏域ごとに協議体の設置と第二層生活支援コーディネーターの配置を目指しておりますが、協議体の設置まで至っていない地域もございますので、地区の関係者と連携の上、協議を継続し、協議体の設置を目指しているところでございます。

○副議長（坂平末雄）

　２１番　城丸秀髙議員。

○２１番（城丸秀髙）

　それでは、日常生活圏で第二層生活支援コーディネーターの配置は終わっているけれど、圏域ごとの協議体がまだできていないということでよろしいですか。

○副議長（坂平末雄）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　ご指摘のとおりでございます。第二層生活支援コーディネーターにつきましては、日常生活圏域全てに配置をしておりますが、協議体につきましては１８地区のうち４地区について協議体が未設置でございますので、設置に向け、地区の関係者と協議を継続しているところでございます。

○副議長（坂平末雄）

　２１番　城丸秀髙議員。

○２１番（城丸秀髙）

　多分、圏域ごとの協議体というのは、まち協とか民生委員とか、コーディネーターを交えて協議するということだと思いますので、急いで設置をよろしくお願いします。

　では次に、地域包括支援センターの機能強化についてはどのように取り組まれているのか、教えてください。

○副議長（坂平末雄）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある在宅生活が続けられるよう、心身の健康維持及び生活の安定のために、医療、介護予防、住まい、生活支援が一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの充実を目指し、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント業務及び一般介護予防事業、包括的支援業務における総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、指定介護予防支援業務等について、公益性の視点、協働性、公平性を基本的に視点及び理念として取り組んでいるところでございます。

　さらに、事業の充実を目指し、日常生活圏域ごとに市内１１か所に設置された地域包括センターは、高齢介護課との間で密接な連携を図りながら各事業を実施しております。こうした機能を持つ地域包括支援センターでございますが、近年多様化している困難事例の対応を強化する必要があると考えておりまして、総合相談業務の充実を図り、在宅高齢者の自立支援や重度化防止に努めているところでございます。様々なご相談に対応するためにも、研修会への積極的な参加を促し、飯塚市居宅介護支援事業者連絡協議会や飯塚市地域密着型サービス事業所連絡協議会等の専門的協議会との連携や医療介護関係団体等との多職種連携も図っております。また、定期的に地域包括支援センターの管理者を集めた連絡会を開催しており、情報共有や協議を行い、安定した運営を目指しております。高齢化率の増加に伴う業務の肥大化もありますが、市と地域包括支援センターにおいて、さらなる連携を図りながら、安定した運営のために共通認識を深め、より一層高齢者のための多様な生活支援の充実に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

○副議長（坂平末雄）

　２１番　城丸秀髙議員。

○２１番（城丸秀髙）

　この地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築にとりまして、まさに日常生活圏の中心的役割を担っているものであるというふうに思っております。この２０２５年問題に対する対応として、地域包括ケアシステムの構築とその取組について質問をいたしましたが、超高齢化社会に突入している状況の中で、さらに団塊の世代が後期高齢者になるという目前の課題に対する対応については、国の社会保障制度の枠組みという根幹の部分の問題があるにせよ、私たちが実際に住んでいる地域が直面する問題として、解決に向けた取組を推進していく必要があるというふうに私は考えます。地域包括ケアシステムの構築と深化は、高齢介護課が中心となって施策を実施していると思いますが、本市がこれまで進めてきた健康寿命延伸の取組とも連携を図りながら、高齢者が安心して暮らせるまちにしていただくことをお願いします。私も住み慣れた地域で楽しく健康に人生を完結できるようＰＰＫを目指し、頑張りたいと思います。

最後、時間が大分ありますので、この２０２５年問題の対応について、市長、一言ありましたらよろしくお願いします。

○副議長（坂平末雄）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　午前中の質疑でも幾分かお答えいたしましたが、まさにこの問題は、もう現実の問題でございます。地域包括ケアシステムの構築につきましては、医師会、そして各福祉事業者の皆さん、そして民生委員の皆さん、それらが一堂に会して会議を行うとともに、様々なケース会議を実施してくださっておりました。私も声がかかりまして、グループ会議にも何度か参加させていただいたのですが、コロナ前までは、質問者もずっと評価してくださったとおり、全国的にも先駆けて充実した体制が出来上がっているということでございました。コロナも落ち着き始めたところでございますので、より密接型の緊密した関係性、そして対象者との関わりができるよう見守り支援をしていきたいと思っております。

実は２つ問題があるのではないかということを私も思っています。１つは、質問者、自分もこの地域でとおっしゃいました。実はそれだけの対象者数が増えますと、介護に関わる人材、その育成の問題、本市の立場からするとその確保の問題に着手すべきであると思っております。地元には高等学校にその専門の科がありますので、実は３年前に、その支援とともに、義務教育の中学校のほうにその必要性と仕事の価値についてお話をいただきながら、高等学校のその科の充実を努めることが、卒業生は全て地元の福祉事業所に勤めてくれているようなところですので、そういう支援とか新たなそういう取組についても考えていく必要があると思っています。人材の確保が１つ。

それからもう一つは、実は３か月ほど前に、地域包括ケアシステムで頑張ってくれる事業者の方から、どうしても市長、今から先、一緒に考えていくべき課題がありますということで申入れがありまして、具体的な話の検討・協議ができるならお会いしましょうということで会いました。地域包括ケアの対象となる人と、障がいをお持ちだとか高齢でなかなか自由にならないがその対象から若干外れる人たちの数が年々増加していて、そこを誰がどんなふうに救うかという問題があるということを赤裸々に具体例とともにお話を聞きまして、福祉部長とも福祉の担当の方々とも、その後すぐ、市が何ができるかという話までしたところでございます。そういう決して取り残さない体制づくりと人材確保、これに私どももしっかりと努めていきたいと思っております。

○副議長（坂平末雄）

　２１番　城丸秀髙議員。

○２１番（城丸秀髙）

　どうもありがとうございました。これで私の質問を終わりたいと思います。

○副議長（坂平末雄）

２３番　守光博正議員に発言を許します。２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　通告に従いまして、今回は「市内各所の水害対策等について」と、「ごみ等の不法投棄対策等について」の２項目を質問させていただきますので、的確なご答弁をよろしくお願いいたします。

　まず初めに、「市内各所の水害対策等について」でありますが、ここ２０年、特にここ近年においての雨の降り方は、熱帯雨林ではありませんが、私たち人間の想像を超えるものであり、その雨量は年々増え続けております。本市においては、２００３年７月１８日から１９日にかけて降り続いた大雨により、建花寺川、明星寺川、大日寺川が越水処理し切れなくなり、雨水が市内に流れ込み、重傷者２名、また、住宅の全壊１棟、床上浸水１２０８棟、床下浸水６９１棟で、あの嘉穂劇場も甚大な被害に遭ったことは記憶に新しいと思います。また、直近の２０１８年７月の集中豪雨では、重傷者２名、軽傷３名で、約２１００名が避難をされ、約７００棟以上の浸水被害があったと記憶しております。

そこで初めに、近年における水害発生の状況についてお聞きいたします。

○副議長（坂平末雄）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　直近の状況でお答えいたします。飯塚市におきましては、平成３０年度に床上浸水が４５０世帯以上、床下浸水が３００世帯以上の災害救助法の適用を受けた大規模災害が発生いたしております。

○副議長（坂平末雄）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　今の部長のご答弁でありますと、床上及び床下を合わせ約７５０世帯以上の浸水被害があったということであります。また、記憶によれば、そのときに筑豊ハイツ入り口付近の道路の陥没被害もあったと記憶しておりますし、車が落ちましたけれども、幸い命を落とされなくて本当によかったと思っております。そのことからも水害被害の恐ろしさを改めて感じております。

　では次に、住宅の浸水被害を含め、道路冠水の発生箇所等についてお聞きいたします。

○副議長（坂平末雄）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　浸水被害につきましては、主に二瀬地区、幸袋地区、片島地区、鯰田地区、頴田地区、穂波地区で発生いたしております。

　また、道路冠水につきましては、一時期的ではありますが、二瀬地区で３か所、幸袋地区で４か所、鯰田地区で３か所、飯塚東地区で２か所、立岩地区で１か所、鎮西地区で１か所、穂波地区で１５か所、筑穂地区で７か所、庄内地区で３か所、頴田地区で１０か所と多くの冠水実績が記録されております。

○副議長（坂平末雄）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　では次に、市民からの相談及び対応についてお聞きしたいと思います。大雨の状況下においては、市民から様々な相談があったと思われますが、具体的にはどのような相談があり、行政として、そのようなときにはどのような対応を行っておられるのか、お聞きいたします。

○副議長（坂平末雄）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本市では、災害対策本部が設置された場合、情報収集を行う部署といたしまして、情報部情報班が配備されます。質問者が言われます災害状況下での相談につきましては、避難所の開設状況について、道路の冠水状況について、河川の水位状況について、裏山等の危険度の状態について、避難の必要性の有無など、様々な問合せがあっておりますが、まず優先すべきことといたしまして、即時の避難行動を含め、身の安全を守る行動をとっていただくよう指導いたしております。

また、道路冠水や土砂・樹木等による道路封鎖などについては、道路管理者であります国、県、市と合わせ、警察との連携による交通規制等も実施いたしております。

○副議長（坂平末雄）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　今のご答弁で５つ、避難所の開設状況、道路の冠水状況、河川の水位状況、裏山の危険度の状態、避難の必要性の有無とありましたが、主な相談であり、最終的には道路管理者でもある国、県、市とあわせ、警察との連携による交通規制等も、現在、行っているということであります。先ほども触れました平成３０年の７月豪雨により、大きな被害を受けた幸袋柳橋地区や頴田地区では、国や県による抜本的な水害対策事業が進められておりますので、ここからは、個々に気になる箇所についてお尋ねしたいと思います。

　まず、相田地域のくぬぎ苑や相田団地から下りてきた箇所になりますが、市道伊岐須・相田線の西鉄相田バス停付近において、強い雨、集中豪雨が降ったときに、道路が冠水している現状がありますけれども、本市としては、そのことは把握されておりますでしょうか。また、その対策についてお尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　本箇所につきましては、降雨時に道路冠水が発生しやすく、令和３年８月の降雨の際にも道路が冠水したことから、令和３年８月に地元自治会から要望書が提出されております。これを受けて現地調査を行った上で、雨水が側溝に流入しやすくするようにコンクリート蓋からグレーチング蓋に取り替える工事を実施し、令和４年３月に完了しているところでございます。

○副議長（坂平末雄）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　今のご答弁で、現地調査の上、令和４年３月、今年工事が完了したとのことで、感謝をいたしておりますけれども、私も昨年、その地域に大雨が降って、もう水が溢れ出し、それが引いた後に、ごみが散乱して地域の方が困っているということで、要望はしておりましたけれど、その後の報告がなかったので、今回お聞きしているのでありますけれども、また私が先月、地元の浸水被害というか、一部、お店のほうに水が少し入ってきた方からお聞きした話によれば、その後、本市に相談をしたところ、回答は、ここだけではなく、本市にはまだまだ多くの冠水箇所があるので、現実は早急な対策は難しいと言われたそうで、その方は諦めておられたんですけれども、それで今回、こういう質問をさせていただきました。今お聞きしたところによると、もうその工事は完了して、対策はできたということでありますので、できればその方に、早急に対策が完了したことも含めて報告に行っていただきたいということを、ここでは要望をしておきます。

また、道路の冠水対策が、今後、どのくらいの雨量に対応できるか分かりませんので、現地の状況、大雨が降ったときに、注視していただきながら、さらに改善が必要であれば、今後、速やかな対応をしていただきたいと、ここでも強く要望をしておきます。

　では続いて、目尾地域の国道２００号とＪＲ筑豊本線が交わる高架付近では、ここでも強い雨、集中豪雨のときに道路が冠水している現状がありますけれども、そのことも本市として把握しておられるのか、また、その対策についてお尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　本箇所につきましては、ＪＲ高架付近の国道２００号の道路が低いことから、非常に強い雨が降った際には、道路パトロールにより国道が一時冠水する状況を把握しております。国道の管理は、飯塚県土整備事務所が行っておりますが、市といたしましても周辺の地形等を調査いたしまして、今後の対策について県と協議しながら、対応を検討してまいりたいと考えております。

○副議長（坂平末雄）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　ご答弁で、県と協議しながら、今後、対応を検討していきたいということであります。しかしながら、この目尾の高架下道路の冠水に関しては、ここ最近その冠水が始まったわけではないと思います。もうかなり前から、普通の雨のときはそんなことはないんですけれども、やはり先ほども言いましたように本当に集中豪雨、記録的な大雨が降ったときには、必ずそこが冠水しております。いまだ何の対策も講じられていないことや、また、ここが国というか、県土整備事務所が管理しているということであるとはいえ、本市として、県土整備事務所が管理しているとはいえ、そこに住んでいらっしゃる市民の方は飯塚市の市民でありますので、市として、これまでどのような要望があったのかなということは、ちょっと考えておりますけれども、先ほども検討を、今後、考えていくということでありますので、早急に対策を、少しでも前に進める対策を取り組んでいただきたいことをお願いしておきます。

　次に、幸袋柳橋になりますが、柳橋自治会と目尾自治会の境付近の市道では、強い雨のときに道路が冠水し、グリーンハイツに居住されている方たちが、出入口付近の冠水により車での移動ができない現状がありますけれども、本市として、そのことは把握されているのか、また、その対策について、お尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　幸袋柳町地区では非常に強い雨が降った場合に、県管理の庄司川の排水能力が不足していることから、様々な箇所で道路冠水や家屋の浸水など、大きな被害が発生しております。平成３０年７月豪雨を踏まえ、令和２年度より、庄司川浸水対策重点地域緊急事業にて、床上浸水被害の解消を図るために庄司川河川改修工事や調整池の整備、排水ポンプの増強など、国、県、市が連携して様々な対策が進められております。この庄司川流域の浸水対策事業が完成することにより、質問議員が言われます箇所を含め、浸水被害や道路冠水が大幅に軽減されるものと考えております。

○副議長（坂平末雄）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　答弁では、庄司川流域の浸水対策事業が完成することにより、浸水被害や道路冠水が大幅に軽減されるとのご答弁でありますけれども、グリーンハイツの方たちも、先ほど言いましたけれども出入口が浸かっていたということで、車の移動が厳しかったんですけれども、そのことも今後は完成することにより、移動とかができるようになるのか、再度お尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　当該地域の浸水被害は、庄司川の溢水が大きな原因であり、繰り返しとなりますが、庄司川流域の浸水対策事業が完成することで河川の水位が低下しますので、グリーンハイツから市道幸袋・鯰田線までの道路の低い箇所に対しても、大きな効果を発揮するものと考えております。

○副議長（坂平末雄）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　現在、進められている浸水対策が早期に完成するように、今後とも取組のほうをよろしくお願いいたします。

　では次に、県営鯰田団地の北側、少し下側にお住まいの数軒程度の方々は、以前から大雨のときに浸水被害が発生しておりましたけれども、椎の木川等の改修が現在まで行われたことによって、軽減はされております。しかしながら、いまだに家の前の道路や駐車場の冠水は起こっているのが現状であります。そのためにこの地区にお住まいの方々は、以前から台風や大雨のおそれがあるときは、事前に県営鯰田団地の外来用の駐車場に車を退避させていましたが、現在は管理上の問題で、県営鯰田団地に退避できなくなったとお話を聞いております。そこでお聞きしますが、県営鯰田団地の近くにある市民公園の駐車場に車を一時的に退避させることは可能なのかどうか、お尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　質問議員が言われます市民公園の駐車場は、篠田団地側の通常は閉鎖しております箇所になると思いますが、現在、都市計画課が管理しておりますので、個別に相談をいただき事情を踏まえた上で対応させていただきたいと考えております。

○副議長（坂平末雄）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　今の部長のご答弁では、個別のご相談をいただいた上で、事情を踏まえた上で、今後、対応していきたいということでありますので、よろしくお願いいたします。

　では次に、本市の水害対策、避難場所への取組についてお聞きいたします。線状降水帯などの発生により、急激な短時間の大雨や河川の水位上昇時において、指定緊急避難場所や指定避難所への避難の時間がない場合や、避難場所がいっぱいで密集している場合において、自家用車等による指定避難所等以外の市の施設への緊急避難は可能であるのか、お尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　避難行動が遅れ、指定避難所等に移動が間に合わない場合や、避難者が多く、指定緊急避難場所等に入れない状況等がある場合におきましては、まずは身の安全を守る行動をとっていただくため、自家用車等による都市公園の駐車場等への避難は止めるべき事項ではないと考えております。市といたしましては、市民の方が避難のいとまがない、避難をするための時間がない状況にならないよう、避難にかかる早めの情報提供に努め、早期の避難が行えるよう周知の徹底にさらに努めてまいりますので、早めの避難行動を心がけていただきたいと考えております。

○副議長（坂平末雄）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　ご答弁で、市民の方が避難のいとまがない状況にならないよう、避難にかかる早めの情報提供に努め、早期の避難が行えるよう周知の徹底をさらに努めていきたいということであります。

では、避難にかかる周知の徹底の広報手段とは、現在どのようなものがあるのか、お尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　市といたしましては、市報いいづかによる防災特集を計画し、毎年６月からその周知を行っております。まず、避難に関する情報伝達方法や、河川、土砂災害の危険度の考え方、地区別の指定緊急避難場所や指定避難所の施設名、避難時における所持品の事前準備等について、３回から４回の特集号を作成し、その周知に努めております。また、同内容を市のホームページにも掲載を行い、ＳＮＳ等により格納場所の周知も行っているところでございます。

○副議長（坂平末雄）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　今の答弁で、市報や市のホームページ等も含めて数回にわたり丁寧に周知をされているということで感謝しておりますけれども、中でもこれはちょっと、なかなか難しい部分でもあると思うのですけれども、中には自治会に加入されていない方や、ホームページ等をなかなか見られない方とか、まだ多数おられると思いますので、その方たちへの周知方法も含め、今後さらに検討を進めていただきたいと要望しておきます。

　では次に、国及び県との連携についてお聞きいたします。国の交付金や補助金制度を調べておりますと、防災安全交付金というメニューがあるようです。この交付金は各地方公共団体が実施する様々な防災・減災対策事業に対し、国から交付金として財源の一部が充当されるものでありますけれども、飯塚市ではこの交付金を活用している事業は現在あるのか、お尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　防災安全交付金には、多分野にわたり「命と暮らしを守るインフラ再構築」、「生活空間の安全確保」を中心的に支援することを目的として創設されたものでございます。飯塚市では、県の整備計画を活用しながら、道路、住宅、下水道などの事業を実施しており、浸水対策事業では、水江雨水ポンプ場新設や浦田第一雨水幹線整備事業に取り組んでいるところでございます。

○副議長（坂平末雄）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　では今回、個々の道路冠水などの水害の状況や対応について質問しておりますけれども、そのような箇所において、この防災安全交付金を活用することは可能なのか、お尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

　都市建設部長。

○都市建設部長（中村洋一）

　防災安全交付金などの補助制度には採択要件があり、事業ごとに要件を満たす必要があります。通常の維持管理に類する案件などは事業の対象とはなりませんが、事業ごとの採択要件を勘案し、採択が可能な事業につきましては、県と協議しながら適用の検討をしてまいりたいと考えております。

○副議長（坂平末雄）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　この補助金は採択要件があり、事業ごとに要件を満たす必要があり、また、通常の維持管理に類する案件などは事業の対象とはなっていないということであります。しかしながら、先ほどから言っている道路の冠水というのは、通常は冠水することはまずあり得ませんし、集中豪雨によって冠水することでありますので、この防災安全交付金、これを見ていますと、文面を見ていますと、なかなかそこに道路ということは書いておりますけれども、ここに全て該当するかということは、まだ分かりませんので、先ほど県と協議しながらということも言われておりますので、国にも、具体的な内容等を問合せしていただいて、ただ、この文面を見ていると、最後に何々「等」と書いてあるんですよね。表示されているもの以外も含まれる可能性がありますので、例えば、本市でこういう集中豪雨が降って、大雨が降ったときに、もう１０か所、２０か所、冠水しているところがあるということで、それを含めて、こういうことは事業の補助金の対象になるのか、交付金の対象になるのかということを、具体的に聞いていただいて、それに当てはまれば、しっかりこれを活用していただいて、事業を進めていっていただきたいと要望しておきたいと思います。

　では、今後の水害対策の計画についてお聞きいたします。自助による水害対策として、止水板の設置があり、本市には止水板設置費補助制度があるかと思いますが、この止水板設置費補助制度の概要についてお尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　止水板設置費補助制度は、市内における住居や事務所等の浸水被害の防止または軽減を図るため、住宅棟の出入口などに止水板の設置や、これに伴う関連工事を行う場合、その費用の一部を補助するもので、令和２年度から開始した制度となります。補助額は止水板の購入、設置工事に要した費用の２分の１に相当する額で、３０万円が限度となっております。なお、補助金の交付実績といたしましては、令和２年度２件、３年度３件となっております。

○副議長（坂平末雄）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　今のご答弁で、止水板補助制度は浸水被害を軽減するために有効であることは分かります。しかし、止水板以外にも、例えば、住宅や駐車場などの敷地をかさ上げして浸水を防ぐといった方法もあるかと思いますが、このような工事に対しての補助制度は、本市には現在あるのか、お尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　そのような補助制度については、当市にはございません。

○副議長（坂平末雄）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　本市には現在、そのような補助制度はないということであります。本来であれば、水害により被害を被っている地域や個人への対策は、本市の役目だと私は思っております。しかしながら、現状はそこまで追いついていないし、災害対策費用等を考えると、厳しい現実があるのも事実だと思います。だからこそ個人的で、自助の立場から対策をされている方々への支援の一環として、一部でも補助をすることは必要だと、私は考えております。

今後は、このような敷地のかさ上げ等に対する補助制度についても検討すべきではないかと考えておりますけれども、市の見解をお尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　質問議員が言われますように、敷地のかさ上げ等の工事は、浸水被害を防止または軽減するための一つの有効策であるとは認識いたしております。また、一部の自治体では、そのような工事に対する補助制度があることも承知いたしております。しかし、このようなかさ上げ工事につきましては、止水板の設置に比べ、自己負担につきましても非常に高額となりますし、施工後も必ず浸水しないという保証もございません。当該地の浸水の想定や、どの程度かさ上げするか、また、近隣への影響など詳細な設計に基づいた制度設計が必要になるのではないかとも考えております。今後につきましては、他自治体の制度等の調査研究を行い、まずは制度の必要性について検討してまいりたいと考えております。

○副議長（坂平末雄）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　今後は他自治体の制度等を調査研究されるとのことでありますので、早急に検討していただきたいと要望しておきます。

　これまで個別の水害箇所の対策を、るるお聞きしてきましたが、本市の総合的な水害対策事業は、国、県と連携して着々と進んでいることは大変にうれしいことでありますし、心強く感じております。しかしながら一方では、個別の対策が後回しというか、予算の関係上されなく、そのことにより、長年水害に苦しんでおられる市民の方々も少なくないのではないかと考えております。

私が危惧するのは、河川の氾濫、床上浸水及び床下浸水等、目に見えて分かる被害には対策がしっかりとなされておりますけれども、道路冠水等、直接的な被害がないことには、まだまだ意識等が低いのではないかと感じております。ある方の発言で少しがっかりしたのは、道路冠水は時間とともに収まるので水害対策には当たらないみたいなことをお聞きしたときには、ちょっと残念でありましたけれども、全国的に見れば、道路冠水により車が水没したり流されたり、また、道路冠水で用水路が見えずに流されて亡くなられた方も過去にはあったと、私は記憶しております。これから梅雨の時期になり、年々増え続ける集中豪雨にどう向き合っていくのか、しっかりとした水害対策をより一層強化していただき、全ては市民の皆様の命と暮らしを守るための対策を最後にお願いして、この質問を終わります。

　次に、「ごみ等の不法投棄対策について」、お聞きいたします。全国的に見ても、ごみ等の不法投棄は大きな社会問題であり、決して許されるものではないと思います。最近では市内各所でごみの不法投棄を目にすることが多々ありますが、市内でのごみ等の不法投棄の現状についてお聞きいたします。

○副議長（坂平末雄）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　本市では、直営職員とシルバー人材センターに委託をしまして、市内全域の環境パトロールを実施しており、不法投棄の未然防止に努めるとともに、投棄されたごみの回収も行っているところでございます。投棄されたごみの量につきまして、ここ１０年では減少傾向にはございますが、令和３年度は、ごみ袋大４５リットルで換算しまして、約５千袋を回収しております。

○副議長（坂平末雄）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　今の部長のご答弁では、令和３年度では、ごみ袋大４５リットルで換算すると、約５千袋を回収されたとのことであります。ここ１０年で減少傾向にはあるものの、そんなに少なくはないのではないかと感じております。

　では次に、不法投棄ごみの回収量については、先ほど言いましたけれども、減少傾向にあるようですが、実際に不法投棄に関する市民からの情報提供は、年間どのくらいあるのか、お尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　市民からの情報提供につきましては、ここ２か年で申し上げますと、令和２年度は１６件、令和３年度は１７件であり、今年度は現時点で６件の情報提供があっております。

○副議長（坂平末雄）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　今の部長のご答弁だと、年間で約２０件いくかいかないか程度の情報提供があっているということでありますが、その情報提供が本市にあった場合、市ではどのような対策や対応をこれまでとられているのか、お尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　情報提供があった場合の対応といたしましては、まず、市の職員が現場確認等を行い、その状況に応じまして、警察もしくは県保健所などの関係機関に情報提供を行うとともに、連携を図りながら対応をいたしております。

次に、対策としましては、先ほどの環境パトロールを行いながら、不法投棄が繰り返し行われる場所もございますので、そのような場所につきましては、不法投棄禁止が標記されている看板などを設置するなど、誘発防止に努めているところでございます。

○副議長（坂平末雄）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　市民からの情報提供があれば、まずは現場の確認を行い、警察等関係機関との連携を図りながら対応しているということであります。また、不法投棄禁止が標記された看板等を設置されておられるということです。

　では次に、不法投棄は廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって禁止されている犯罪行為であり、これに違反した場合は罰則規定もあります。先ほど警察や県保健所などの関係機関とも情報共有を図っていただいているとの答弁でありましたが、私も警察を含めた関係機関との連携は必要不可欠であると考えておりますけれども、実際に警察との連携はどのようにして行われているのか、お尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　警察との連携ということでございますが、不法投棄にも悪質なものが多々ございまして、そのような場合に不法投棄された物について、まず個人等を特定していただくような調査をお願いしているところであり、それが判明した場合は、適正な処理・処分についての指導等を行っていただいております。また、その結果等についても、市にご連絡をいただいているところでございまして、そのような形で情報共有等を図りながら連携をしております。

○副議長（坂平末雄）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　他市の不法投棄に関する対策等を調べてみましたら、兵庫県の小野市で、平成２７年９月２８日に「不法投棄を許さない都市宣言」を行っており、平成２７年１０月１日施行の不法投棄防止条例の制定を契機に、土地の所有者、地域住民、行政が一体となって不法投棄の未然防止に取り組んでいるそうであります。そこで、本市でも不法投棄をなくすためには、条例制定等に取り組んではどうかと考えておりますけれども、その点についてはどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　先ほど質問者も言われましたように、不法投棄につきましては、廃掃法に基づき禁止されている行為であり、罰則規定も設けられております。不法投棄がなくならないことについては、マナーとモラルの問題が大きいのではないかというふうに考えております。残念ながら不法投棄はゼロではございませんので、先ほど申し上げましたとおり、今後もパトロール等を継続していくとともに、警察など関係機関と連携を図りながら対応していきたいと考えております。

　また、条例制定等につきましては、現在、私どもが把握している限りにおいて、廃掃法に基づいて対応されている自治体がほとんどでございます。このような状況からして、今後、他の自治体の状況等を見ながら考えてまいりたいというふうに考えます。

○副議長（坂平末雄）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　ご答弁では、条例制定等については大半の自治体が廃掃法に基づいて対応されているので、本市としては、今後は他自治体の状況を見ていきたいとのことであります。

　最後に、不法投棄の問題や今後の課題について、市長の考えをお尋ねいたします。

○副議長（坂平末雄）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　不法投棄の問題ということでございますが、先ほども申し上げましたようにマナーとモラル、この部分が大きな問題と考えておりまして、個々の環境美化に関する意識を持っていただくことが重要であるというふうに考えております。私どもも環境意識の啓発事業等には取り組んでいるところではございますが、不法投棄に関する周知につきまして、より啓発に努めていくとともに、今後はＳＮＳやホームページなども活用し広報活動を拡充させていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（坂平末雄）

　２３番　守光博正議員。

○２３番（守光博正）

　本市としては、まず、現在取り組んでいる環境意識の啓発事業や、広報活動の充実をされていくということでありますので、しっかりとよろしくお願いいたします。

先ほど紹介した兵庫県小野市の小野市不法投棄防止条例では２つの特徴があり、１つは不法投棄防止設備設置補助金制度で、設備購入費と設置工事費の２分の１、上限５０万円でありますけれども、それに対して補助するということ。柵や網、看板、照明器具、監視カメラ等を設置された場合、上限５０万円が出るということであります。もちろんそこが本当に不法投棄を実際されているのかということを証明しなくてはなりません。２つ目は、不法投棄行為者を特定する有力情報の提供者に報奨金１万円を出しているということであります。これも不法投棄行為者の特定につながる情報で、検挙された場合であります。このように小野市の条例を一度お尋ねいただいて、しっかり調べていただいて、今後、検討していただきたいと思っております。

この質問をするきっかけになったのが、最近、個人宅へのごみの不法投棄を繰り返ししていた、そういう行為者が検挙されたとニュースでお聞きしました。不法投棄をされていた個人宅は、昨年の夏ぐらいから週に２、３回の頻度で、それも深夜の３時から４時ぐらいの時間帯で、車で走りながら物を、惣菜とかそういう食べ残しとか、そういう物を投げ込んでいたようで、その方は警察、また市にいろいろ相談はされていたようであります。なかなか犯人逮捕につながらなかったので、自身で防犯カメラを設置したり、深夜に張り込みをしたけれども、なかなか捕まらなかったんですけれども、最終的には警察が張り込みをしていたときに、現行犯で検挙されたということであります。その方は日々、やはり子どもさんもおられることから、もう何か起こると怖いので、日々、恐怖に震えながら、眠れない日々が続いていたと、私が聞いたときはお話をされておりました。このような行為は犯罪であり、絶対に許してはならないと、私は思います。不法投棄は犯罪であり、許されない行為だと強く申し上げたい。

最後になりますけれども、飯塚市が一日も早く条例を制定され、まちがきれいになり、このような犯罪がなくなることを心から念願して、私の今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（坂平末雄）

暫時休憩いたします。

午後　２時１２分　休憩

午後　２時２５分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。１６番　吉松信之議員に発言を許します。１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　本日、最後の質問になりますので、よろしくお願いいたします。「過疎地域の観光について」、まず初めに、飯塚市過疎地域持続的発展計画についてお尋ねいたします。この計画の期間はどのようになっているのでしょうか、お答え願います。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　令和３年４月に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、この法律の期間は、令和１３年３月までの１０年間であります。現在策定しております飯塚市過疎地域持続的発展計画の期間は、その前期の期間となる令和３年度から令和７年度までの５年間となっております。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　飯塚市過疎地域持続的発展計画の前期の期間が、令和３年度から令和７年度までの５年間になっているということですが、この計画の過疎地域の産業の振興という項目の中で、筑穂地区の観光について、現況と問題点、さらにその対策についてはどのように記載されているのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　まず、現況と問題点につきましては、人工芝スキー場をメイン施設としたレクリエーション施設・体験学習施設であるサンビレッジ茜をはじめ、長崎街道内野宿、大分廃寺塔跡、大分八幡宮などの文化財が点在しており、これらの観光資源を生かした観光ルートの確立と、集客力の向上による関係人口の増加を図ることが必要であると記載されております。その対策としましては、嘉飯圏域定住自立圏との連携などを通して、広域による新規観光ルートの設定や広域連携による観光ネットワークを構築し、ホームページ等によりＰＲを充実させることで、観光情報を発信し、観光産業を推進すると記載をされております。また、筑穂地域の観光資源の魅力を十分にアピールできる観光ルートづくりを行い、市内の観光拠点との連携を図り、茜染などの体験プログラム等を開発しながら、国内外に魅力を伝え、観光客の増加を図っていくと記載をされております。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　ただいま、筑穂地域の観光の現況と問題点、その対策について、しっかりと記載されているということを申されましたけれども、私は令和３年３月の定例会において、新しい過疎計画はＳＤＧｓ、持続可能な開発目標、これに基づくＫＰＩ、業績評価指数を設定する予定はありますかと質問いたしましたところ、それに対して執行部のほうで、ＳＤＧｓと関係づけてＫＰＩの設定を考えているという答弁をなされました。今回の計画は、そのことを踏まえて立案されたと考えますけれども、計画の達成状況の評価についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（秀村長利）

　行政経営部長。

○行政経営部長（東　剛史）

　計画の達成状況につきましては、毎年度、学識経験を有する方及び地域住民の代表者で構成する有識者会議において、計画の進捗状況や基本目標の把握、点検、評価を行っていくようになっております。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　ＫＰＩについては、毎年度の有識者会議を経て、実効性を大いに期待したいというふうに思っております。

先ほどの答弁で、過疎地域の筑穂地域についての観光に関しては、具体的に５つの名称が出てまいりました。サンビレッジ茜、長崎街道内野宿、大分廃寺塔跡、大分八幡宮、そして筑前茜染と、この５つの名称が出てきましたけれども、その一つ一つについて、これから質問をさせていただきます。

まず初めに、サンビレッジ茜についてお尋ねいたします。令和４年度から、サンビレッジ茜の所管が商工観光課から新しく設置をされましたスポーツ振興課に移管いたしました。その理由についてお答え願います。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　本市では、いいづかスポーツ・リゾートや新体育館の整備を契機として、スポーツツーリズムに取り組むことといたしております。このスポーツツーリズムとは、スポーツ資源を活用し、各種大会やスポーツイベントを開催することで、交流人口の拡大、地域の活性化を目指すものでございます。サンビレッジ茜は本市の観光施設でありますが、人工芝スキー場、人工芝の体育館を備えたスポーツ施設でもあることから、本市が進めるスポーツツーリズムの施設として位置づけ、所管替えを行ったものでございます。サンビレッジ茜は九州で唯一の通年型人工芝スキー場であることから、スキー場としての存在価値は高く、民間も含めたスポーツ資源、観光資源との連携によって、施設としての活性化、地域の活性化につなげたいと考えています。今後は、指定管理者である一般財団法人サンビレッジ茜、観光協会、スポーツ協会、民間スポーツ施設とも連携し、サンビレッジ茜の活性化、そして本市のスポーツツーリズムを進めていきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　しかしながら、本市のホームページでサンビレッジ茜を観光施設として検索いたしましたら、そこに情報は出てきません。この理由について説明願います。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　サンビレッジ茜につきましては、市の公式ホームページの中では、現在、スポーツレクリエーション施設として情報を掲載しておりまして、サンビレッジ茜の公式ホームページにもリンクできるように対応しているところでございます。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　スポーツレクリエーション施設として掲載しているということで、今後は観光施設としても掲載できるよう検討したいということですから、よろしくお願いいたします。

　それでは、サンビレッジ茜の利用状況についてお尋ねいたします。現在は新型コロナの影響で大変だとは思いますけれども、現況と今後の見通しについてお答え願います。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　コロナ前の平成２９、３０、３１年度のサンビレッジ茜の年間平均利用者数は約３万４６００人でございました。令和２年度は１万４２３５人、令和３年度が１万７６４８人と大きく減少いたしております。今後の見通しについては、すぐにコロナ前の利用者数に戻ることは厳しいと考えておりますが、屋外スポーツで声を発することも少ないスポーツであることから、コロナ感染リスクは低いスポーツであること、スキーブーム世代がシニア世代になってきていることから、健康づくりとも絡ませて、利用者増につなげていきたいと考えております。また、サンビレッジ茜にはセントラルロッジなどの宿泊施設も完備しておりますので、本市で行われるスポーツ大会での宿泊施設としても活用が期待できます。スポーツ協会等と連携をとり、宿泊客の増にもつなげていきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　サンビレッジ茜は新型コロナ感染拡大の前には、年間３万人以上の利用客があったということです。また、九州で唯一の通年型人工芝スキー場であるということから、スキー場としての存在価値は高いということですけれども、このポテンシャルを認めた上で本市は新しい方針として、いいづかスポーツ・リゾートや新体育館も含めて、スポーツツーリズムに取り組むことを答弁されました。それならば、各種大会やスポーツイベントを企画する場合に、施設の整備というのが必要になってくると思いますが、先日、サンビレッジ茜のゲレンデの状況を見てまいりましたけれども、かなり傷んでいる部分が見受けられました。安全面からもコースの改修は必要と思われますけれども、いかがでしょうか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　サンビレッジ茜は平成２年から営業を続けており、３２年が経過しております。そのため、老朽化している箇所も多く、今までも改修を行ってきましたが、施設の各所で不具合が生じております。コースにおいても継ぎはぎの箇所が目立つ状況にありますので、景観的にもそうでございますが、利用者の安全面からも改修が必要と考えております。コースの改修につきましては、施設の修繕計画を作成し、財源の確保を図りながら、実施に向けて検討していきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　よろしくお願いいたします。さらに、スポーツツーリズムの流れの中で、これから新しいスポーツが次々と普及してくると考えられますけれども、サンビレッジ茜の隣に隣接しております全天候型であります茜ドームの活用についても、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

　それでは次の質問に移りますが、次の質問のために、私も筑前茜染のネクタイを今日はしてまいりました。それでは、飯塚市筑前茜染協議会についてお尋ねいたします。現在の会員数及び会員の構成や市内・市外の内訳について、説明をお願いいたします。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　飯塚市筑前茜染協議会の会員数につきましては、令和４年４月３０日現在になりますが、会員数は８４名、そのうち市内の会員数は５９名、市外の会員数は２５名となっております。また、会員の構成といたしましては、６０歳代以降の皆様が全体の８割を占めている現状でございます。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　６０歳以降の割合が８割ということですけれども、筑前茜染、これをさらに推進するためには、より多くの会員の確保が必要ではないかと考えます。その際、若い個人会員は分かりましたので、団体等の加入について、どのような状況になっているのか、説明をお願いします。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　協議会の会員につきましては、令和３年度からは個人会員のみでなく、各種団体等の加入も進めておりまして、まちづくり協議会や市内外の企業等にも加入の呼びかけを行っているところでございます。その結果、まちづくり協議会や各種団体とともに、市内外の企業の皆様からも参加の意向を示していただいているところでございます。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　団体の加入についても徐々に広がっているということですから、非常にいい傾向だと思います。昨年の東京オリンピックの入場式でＵＡＥ、アラブ首長国連邦の選手が、飯塚市筑前茜染協議会が染めた日の丸の小旗を振って入場したというのは、大きなトピックです。このようなこともアピールしながら、会員の拡大を図っていくというのも一つの手段だと思いますので、よろしくお願いいたします。今、質問をしながら気がついたんですけれども、この議場の目の前にあります日の丸、掲げてありますけれども、これも筑前茜染です。見れば見るほど深みのあるすばらしいあかね色だと思いますけれども、改めて、本市の筑前茜染の位置づけはどうなっているのか、お示しください。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　筑前茜染は全国にも誇れる地域の伝統文化であり、筑前茜染を用いて作成した製品を起爆剤といたしまして、筑穂地域の産業・経済の活性化を進めるとともに、本市の活力のある地域づくりの推進役となることを期待しているところでございます。また、茜染体験などの体験プログラム等を活用しながら、市内外の観光誘客の増加を促す重要な施策として推進してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　うれしい答弁をいただきましたけれども、それでは、今後の筑前茜染の課題についてお聞かせください。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　現状といたしましては、染料のもととなる茜草の育成及び確保を第一として考えておりますが、育成方法もいまだ確立されていないことから、少しでも早く安定した茜草の供給ができるよう、県や関係団体等とともに、調査研究を進めているところでございます。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　筑前茜染の課題について、茜染の原料となります茜草の育成、安定供給についての答弁がなされました。持続可能な事業にしていくには、それらの現状に加えて、茜染の技術の開発伝承、そして、筑前茜染による製品開発が不可欠であると考えますが、今後の展望についてお聞かせください。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　飯塚市筑前茜染協議会では、日本で初めて日の丸を染めたと言われる筑前茜染の歴史について、周知・啓発などを行います「文化伝承部会」、また、茜草の植付けや茜染の技術を習得いたします「茜草育成部会」など、５つの部会がございます。今後も筑前茜染を用いた新製品の開発と商品化への取組を進めていき、県や関係団体等との連携を図りながら、市の特産品として確立いたしまして、市内外へ向けて広くＰＲに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

市内外に向けて広くＰＲに取り組んでまいりたいということですけれども、先日、本市で開催されました九州市長会において、市長自らが九州の各市長さんに対して、筑前茜染を宣伝されたということですから、トップセールスとしてうれしく受け止めております。

さて、化学染料のない時代に顔料でない草木染めで、日本で初めて日の丸を染めたと言われる筑前茜染は、本市が世界に誇る伝統文化であると私は考えています。これまで幾度も復活や衰退を繰り返してきたことはよく存じておりますが、筑前茜染の歴史や文化について、さらに啓発を進め、本市の特産品としてだけではなく、市民、特に次世代を担う小中学生に地域への愛着や誇りを生む本市全体の活動として広く展開することを心から期待いたしまして、筑前茜染の質問を終わります。

　次に、長崎街道内野宿についてお尋ねいたします。令和２年に長崎街道シュガーロードが日本遺産に認定されました。江戸時代の長崎は、出島に異国の文化や多くの輸入品が持ち込まれました。そして、それらが長崎街道を通って、京都や江戸まで運ばれていったという、当時の最先端の文化と物流の大動脈であったと考えられます。その面影を今に残している長崎街道内野宿なのでございますが、本市のホームページの観光施設で調べてみますと、長崎屋及び展示館は休館中となっています。現状はどうなっているのでしょうか、説明願います。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　長崎街道内野宿の展示館及び長崎屋につきましては、令和３年３月３１日をもって一般社団法人内野地区活性化協議会との賃貸借契約が終了したことにより、現在、原状に復した上での明渡しを進めているところでございます。このことから現在は休館としている状況でございます。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　活性化協議会との賃貸借契約が終了したということですが、本定例会の中にもそれに関する議案が含まれていますので、いろいろな問題があるということは想像できますけれども、長崎街道内野宿という歴史遺産は、後からつくろうとしてもつくることのできない、まさに貴重な財産です。これを後世に残すためには、行政のバックアップも必要でしょうが、何よりも地元といいますか、地域が一つにならなければ、持続可能なものにはなりません。地域と行政が一体となって、再スタートの土台をしっかりとつくり上げなければなりません。私も取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

　次に、大分廃寺塔についてお尋ねいたします。令和４年度の当初予算に大分廃寺塔管理事業費として２２２万１千円が計上されています。２分の１は国の補助ですけれども、これは観光という視点からはどのような効果が期待できるのか、お答え願います。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　国指定史跡であります大分廃寺塔跡について、市の内外から詳細な解説や復元イメージを要望される声が多く寄せられていることから、解説板の新設及び大分廃寺塔跡に建っていた三重塔などの復元イメージを盛り込んだデジタルコンテンツを作成するものでございます。このコンテンツを飯塚市デジタルミュージアム内からアクセスいただき、誰でも閲覧が可能な状況にするとともに、今回新設する看板にＱＲコードを添付することで、現地を訪れた見学者にもスマートフォンやタブレットを使用して、詳細な大分廃寺塔跡の解説コンテンツを閲覧できるようにすることにより、現地への見学を促す効果があると考えております。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　文化面から復元イメージを盛り込んだデジタルコンテンツを作成するということですが、これは同時に観光面でも大いに活用できると思いますので、よろしくお願いいたします。大分廃寺塔跡は鹿毛馬の神籠石、目尾炭坑跡と並んで、飯塚市に３か所あります国指定史跡の１つであります。国の史跡というのは、分かりやすく言えば、重要文化財級、重要文化財と同等の価値があると言えますが、大分廃寺塔跡は、廃寺という名前のとおり、現在は礎石、基礎の石だけしか残っておりません。けれどもその１７個の礎石の保存状態は非常に良いということで、奈良時代に高さ３０メートルを超える三重塔が建っていたと考えています。当時としてはまさにシンボルタワーであったと考えられます。その復元イメージがどのようなものになるか、非常に楽しみになってきました。早く見たいものですけれども、この大分廃寺塔跡については、今回の予算計上を契機に、観光アピールを検討していただきたいと思います。

　それでは最後に、大分八幡宮についてお尋ねいたします。飯塚市内には県指定文化財が１５件、市指定文化財が３０件あると認識していますが、大分八幡宮には県及び市の指定文化財がどれほどあるのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　まず、県の指定文化財は２件でございます。内訳は、「大分の獅子舞」が無形民俗文化財、「大分八幡の大クス」が天然記念物にそれぞれ指定されております。また、市の指定文化財は９件でございます。内訳は、「大分八幡宮の惣門」を含めた有形文化財が６件、「大分八幡宮の絵馬」が有形民俗文化財として１件、「大分八幡宮の銀杏」を含めた天然記念物が２件となっております。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　飯塚市にある県指定の文化財の１５件のうち、２件が大分八幡宮にあるということですが、隣の養源寺にも１件ありますので、この狭いエリアに実質３件の県の文化財が存在しております。さらに、飯塚市指定の文化財としては３０件のうち、実に９件、率にして約３分の１が大分八幡宮に存在しています。これはまさにパワースポットと言えるのではないでしょうか。大分八幡宮の市の文化財の一つに、高さ２メートルを超える仁王像があります。仁王像というのは、普通は神社ではなく、東大寺の金剛力士像が有名ですけれども、寺院に存在しています。それはなぜかというと、仁王像の本来の役目は、寺の中に仏敵、仏の敵が入り込まないように、守護神として入り口の左右に阿形、吽形の形相で立っているわけです。その仁王像が神社にあるというのは非常に珍しいことです。それはなぜかというと、明治元年、１８６８年に明治政府が神仏分離令を出しました。廃仏毀釈によって神社の仁王像の多くは解体、廃棄をされました。それが今に残っているというのは、大分八幡宮の仁王像は神仏習合の歴史を物語る歴史遺産だということです。九州歴史資料館の資料にも、神仏分離以前の形態をそのまま残しているもので貴重ですと記載されています。この貴重な歴史遺産である仁王像を惣門も含めて、市の文化財ではなく、県の文化財の指定を受けるように検討していただきたいと思います。これだけでも観光資源の価値はあると思いますけれども、大分八幡宮は過疎計画の観光部門の２つの項目で記載がなされています。この観光資源を本市はどのように活用していこうと考えているのか、お答え願います。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　まず、冒頭にご質問がございました仁王像及び惣門も含めて、市の文化財のみではなく、県の文化財の指定を受けるよう検討いただきたいという部分について、教育部のほうから答弁させていただきます。大分八幡宮の仁王像、また惣門は現在、飯塚市の指定有形文化財でございます。この仁王像及び惣門につきまして、今後、県の指定を視野に入れた文化財としての価値について、市として調査を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　観光資源の活用ということでございましたが、現在、飯塚市、嘉麻市及び桂川町が嘉飯圏域定住自立圏事業で進めております圏域内におきまして、観光施設、文化的施設及び食をターゲットといたしました新たな観光ルートの構築により、市内の宿泊施設の利用につなげ、周遊を楽しんでいただくことといたしております。大分八幡宮の仁王像を含めまして、県及び市の有形無形文化財があります大分八幡宮の観光資源としての活用につきましては、文化課とも連携をいたしまして、広く情報発信するとともに、観光振興に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（秀村長利）

　１６番　吉松信之議員。

○１６番（吉松信之）

　この狭いエリアにこれだけの遺産があるというのは「遺産（胃酸）過多」かもしれません。まさにパワースポットですから、これを観光資源として、派手にというよりも、インバウンドと一線を画して、しみじみと活用していくのも一つの手段ではないでしょうか。先ほど、観光ルートの構築という答弁がありました。歴史探訪ルートとしまして、桂川の王塚古墳、大分廃寺塔跡、大分八幡宮というルートも面白いかもしれません。飯塚市過疎地域持続的発展計画に基づいて、筑穂地区の観光について、るる質問をしてまいりましたけれども、筑穂地区の観光資源には、歴史のロマンを感じるものが数多くあります。これらの観光資源を生かすには財源と人、企画と情熱といいますか、それが必要です。財源については過疎債が活用できないか検討していただきたい。そして最後に、歴史のロマンにいざなうような、ほのぼのとした観光ルートができることを期待して、私の質問を終わります。お疲れさまでした。

○議長（秀村長利）

　本日は議事の都合により一般質問をこれにて打ち切り、明６月１６日に一般質問をいたしたいと思いますので、ご了承願います。

　以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後　３時００分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２８名　）

１番　　秀　村　長　利

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　金　子　加　代

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　土　居　幸　則

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１３番　　小　幡　俊　之

１４番　　上　野　伸　五

１５番　　田　中　裕　二

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　松　延　隆　俊

２３番　　守　光　博　正

２４番　　瀬　戸　　　光

２５番　　古　本　俊　克

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　平　山　　　悟

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　二　石　記　人

議会事務局次長　　太　田　智　広

議事調査係長　　渕　上　憲　隆

書記　　安　藤　　　良

議事総務係長　　今　住　武　史

書記　　生　山　真　希

書記　　宮　山　哲　明

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　久　世　賢　治

副市長　　藤　江　美　奈

教育長　　武　井　政　一

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　許　斐　博　史

行政経営部長　　東　　　剛　史

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　福　田　憲　一

経済部長　　兼　丸　義　経

福祉部長　　渡　部　淳　二

都市建設部長　　中　村　洋　一

教育部長　　山　田　哲　史

企業局長　　本　井　淳　志

経済政策推進室長　　早　野　直　大

福祉部次長　　長　尾　恵美子

都市建設部次長　　臼　井　耕　治

都市建設部次長　　大　井　慎　二